

第3章 「エルトゥール号事件」と新聞メディア

第1節 事件当時における新聞メディアの状況

明治20年代の新聞メディア 前章までみてきたように、「エルトゥール号事件」といった日本が初めて経験した大規模外国船海難においても通常の国内における災害の場合と同じく、地方行政機構並びに中央省庁といった公的機関が中心となって災害救済活動が展開されてきた。

こうした災害救済活動の展開において、当時も現在も公的機関と並んで重要な役割を担うのが、広く社会一般に対して情報を伝達し、世論を形成していく担い手である様々なメディア媒体である。1890（明治23）年の事件当時において、メディアの中核を担っていたのは何より新聞であった。

明治10年代は言論新聞・政論新聞（おおしんぶん大新聞）と大衆新聞（こしんぶん小新聞）の並立時代として、それぞれに独自の読者層を獲得して発展してきたが、明治20年代になって、日本における新聞界は再編成されるようになる。

1887（明治20）年、対外不平等条約に関する井上馨外務大臣作成の条約改正案中に国辱的箇所があるとして、ナショナリズムが高揚し、自由民権運動が活性化する。同年12月、伊藤博文（1841～1909年）首相（写真3-1）は「保安条例」を公布してこれに対抗する。一方で政府は「新聞紙条例」の改正を行い、取り締まりの緩和などの懐柔策を見せた。

これに加えて、大衆による新聞の平易化を求める動き、資本主義の定着に伴う事業としての新聞販売競争の結果、明治20年代には大新聞が通俗化して、小新聞との区別がなくなり、総合新聞への転機を迎えることとなったのである。



写真3-1 伊藤博文



写真3-2 村山龍平

【出典：（左）『近世名士写真』、（右）玉城町村山龍平記念館ホームページ蔵】

さらに 1889 (明治 22) 年 2 月 11 日の大日本国帝国憲法の発布にともない、新聞社間の号外による速報合戦が始まったことが注目される。東京では『東京日日新聞』が同日の午前 10 時に号外を出し、大阪では『大阪朝日新聞』が夕刻に勅諭ならびに憲法全文を号外で報道した。『大阪朝日新聞』の成功は、憲法発布の式典に参加していた『東京新報』の村山龍平 (1850~1933 年) (写真 3-2) 総代が、全文を電報で打電した結果であった。こうして速報競争によって、新聞の主流が従来までの「言論第一主義」から新たに「報道尊重主義」へ移行し始めたのであった。それでも報道と並行して、徳富蘇峰 (1863~1957 年) によって設けられた民友社により、従来とは異なる新しい独自の言論活動による言論回復運動が展開しつつある時期でもあった。

全国紙と地方紙 当時、東京と大阪とで刊行される全国紙を中心として大小さまざまな新聞が刊行されていた。その一方で各地方に密着した地方紙も刊行され始めていた。「エルトゥール号事件」の現場である和歌山県においては、この時期は残念ながら新聞の端境期にあたり、地方紙が刊行されていなかったが、もう一つの関係地である神戸においては、『神戸又新日報』(現在の『神戸新聞』の前身) という全国的に見ても質の高い地方紙が刊行されていた。

残念ながら当時刊行されていた新聞の全てが現存するわけではない。本報告書においては、次に掲げる全国紙、地方紙あわせて 14 紙を分析して、新聞が「エルトゥール号事件」において果たした役割について明らかにするものである (表 3-1)。

国内の英字紙 また、当時の日本では外国人居留地を抱える横浜などで、英字紙も刊行されていた。オスマン朝という当時の日本とは利害関係が薄い国家にかかわる外国船海難とはいえ、前章において記したように、イギリス・ドイツ・ロシアなど諸外国が関与することもあり、英字紙に記された情報、とりわけ論説は興味深い。

従来、トルコの研究者たちは、この英字紙を主たる日本側資料として用いてきた。しかし、英字紙に掲載された「エルトゥール号事件」関係記事の多くは、日本語で刊行される全国紙を主たる情報源として、部分的に二次使用しているに過ぎない。それゆえ英字紙には事実誤認、不確かな情報が含まれていることも留意しなくてはならない。本報告書では資料として用いていない。

明治 20 年代の雑誌メディア こうした新聞メディアの状況と比較して、当時の雑誌メディアの状況は、ちょうど多種多様な読者層を擁する総合雑誌 (当時の呼称によれば「高級雑誌」) がようやくとあらわれ出した時期にあたる。

その草分け的存在である『国民之友』と『日本人』、さらには日本を代表する総合雑誌へと成長する『中央公論』の前身たる『反省会雑誌』の刊行間もない頃であった。当時、新聞に大々的な広告を打つような雑誌もあらわれ出し、総じて雑誌はようやく専門的・特殊なものから脱却して広範な読者を獲得しようとしていた。また新聞が「言論第一主義」から速報性を重んずる「報道尊重主義」に移行する中で、雑誌は逆に独自の論調でもって読者に支持される存在へと変化を始めようとしていた。政治結社はそうしたメディアの変化に敏感に反応した。民友社や政教社の活動が注目され始めたのも同時期であったことは重要である。このように、新聞と雑誌はメディアとしての性格の違いから、社会に対する影響力にも違いが存在していた。

- (1) 『郵便報知新聞』【東京】1872 (明治5) 年創刊
1890 年当時 発行部数：7,507,358 部 (20,568 部/1日)
- (2) 『東京朝日新聞』【東京】1884 (明治17) 年創刊、1888 (明治21) 年改題
1890 年当時 発行部数：7,087,677 部 (23,547 部/1日)
- (3) 『やまと新聞』【東京】1886 (明治19) 年創刊
1890 年当時 発行部数：6,272,208 部 (20,837/1日)
- (4) 『読売新聞』【東京】1874 (明治7) 年創刊
1890 年当時 発行部数：5,980,658 部 (16,385 部/1日)
- (5) 『朝野新聞』【東京】1872 (明治5) 年創刊、1874 (明治7) 年改題
1890 年当時 発行部数：4,957,164 部
- (6) 『日本』【東京】1889 (明治22) 年創刊
1890 年当時 発行部数：4,894,221 部 (15,342 部/1日)
- (7) 『時事新報』【東京】1882 (明治15) 年創刊
1890 年当時 発行部数：4,651,909 部 (12,744 部/1日)
- (8) 『毎日新聞』【東京】1870 (明治3) 年創刊、1886 (明治19) 年改題
1890 年当時 発行部数：4,103,935 部 (13,367 部/1日)
- (9) 『東京日日新聞』【東京】1872 (明治5) 年創刊
1890 年当時 発行部数：3,707,151 部 (12,234 部/1日)
- (10) 『国民新聞』【東京】1890 (明治23) 年創刊
1890 年当時 発行部数：2,694,082 部
- (11) 『大阪朝日新聞』【大阪】1879 (明治12) 年創刊、1889 (明治22) 年改題
1890 年当時 発行部数：15,170,002 部
- (12) 『大阪毎日新聞』【大阪】1876 (明治9) 年創刊、1888 (明治21) 年改題
1890 年当時 発行部数：4,074,162 部
- (13) 『^{しののめ}東雲新聞』【大阪】1888 (明治21) 年創刊
1890 年当時 発行部数：3,86,718 部
- (14) 『^{ゆうしん}神戸又新日報』【神戸】1884 (明治17) 年創刊
1890 年当時 部数不詳

表3-1 「エルトゥールル号事件」を掲載する主要新聞一覧 (現存が確認されているもの)

第2節 新聞報道による情報伝達

事件の第一報 日本中に「エルトゥール号事件」の情報を伝播させたのは新聞であった。明治20年代の新聞各社は、1889（明治22）年の大日本帝国憲法の発布を契機に速報競争を経験して、情報伝達の速報が重要であることを十分に認識していた。それゆえ「エルトゥール号事件」までに、新聞各社の間に速報競争が日常化している状況があらわれていたのである。

「エルトゥール号事件」の場合、前章において明らかにしたように、中央省庁に情報が達するまでに相応の時間を要したことも相まって、社会全体への情報伝達には公的機関ではなく、民間の新聞メディアによってなされたのである。

他社に先駆けて、真っ先に事件を報じたのは、神戸の地元新聞である『神戸又新日報』と、全国紙では東京刊行の『東京日日新聞』、大阪刊行の『大阪朝日新聞』の合計3紙であった（写真3-3）。

9月19日、『神戸又新日報』は神戸において号外を出した（現存は未確認）。前章に記したように、確認されたわけではないが、この号外によって神戸のドイツ領事館が「エルトゥール号事件」を知った蓋然性が高いことを考えれば、新聞報道が生存者救済に果たした役割は極めて大きいものであったといえる。

同じく『東京日日新聞』も一枚大（表面のみ）の号外を出し、上段に「エルトゥール号事件」の第一報として587名の死亡を伝え、下段に続報として60余名の生存を伝えている。一方、『大阪朝日新聞』は追加情報を掲載することに活用されていた欄外記事において、外国汽船大破との情報だけを伝え、あとは未詳とだけ報じている。他の全国紙は全て翌20日に、この三紙を追いかけるように第一報を報じている。

『神戸又新日報』は神戸の地元紙として、防長丸一行ならびに彼らから事情聴取を行った兵庫県庁ないしは神戸の警察関係者を情報源としたものである。

和歌山県からも兵庫県からも遠く離れている東京の『東京日日新聞』と大阪の『大阪朝日新聞』の情報源は電信情報である。明治20年代においてはまだまだ電信が全国的に行き届いているわけではなかったが、新聞社は速報合戦を展開する上において、電信によって全国からもたらされる情報に依拠していたのであった。『東京日日新聞』の号外には発信源は示されていなかったが、翌20日の同紙には「19日午前紀州田邊発電」の記載が見られる。号外を刷る根拠となったのは、ほぼ間違いなく田邊から打たれた電報であろう。また『大阪朝日新聞』の場合には、和歌山発の情報であるから、田邊からの電信によって和歌山にもたらされた知らせが情報源であろう。前章で示したように、18日、沖村長が手配した要員が和歌山県庁・警察本部に事件を知らせるために田邊の郵便電信局にたどり着いている。沖村長は新聞社への打電を依頼したときは考えにくく、だれが打電したのかはわからないが、この電信情報によって、『大阪朝日新聞』と『東京日日新聞』とが他紙に先んじて、かたや未詳であれ欄外に第一報をしるし、かたや号外まで出す契機となり、

電報 〇聯合軍艦に於ける真珠湾攻撃... 聯合軍艦に於ける真珠湾攻撃の事、聯合軍艦に於ける真珠湾攻撃の事、聯合軍艦に於ける真珠湾攻撃の事...

三軍中正統十八日午後二時三十分... 聯合軍艦に於ける真珠湾攻撃の事、聯合軍艦に於ける真珠湾攻撃の事...

東京日日新聞號外明治廿九年九月十九日... 聯合軍艦に於ける真珠湾攻撃の事、聯合軍艦に於ける真珠湾攻撃の事...

東京日日新聞號外明治廿九年九月十九日

◎土耳其軍艦の沈没

我が天皇陛下へ勳章を呈せんが爲め先頭渡内に来たる土耳其國の軍艦「エルトウル」號の艦内にコレラ病發したる爲め久しく長浦に碇泊し居り去る十五日漸く解纜して歸國の途に上りた

◎其後報

後報によれば使節オスマンパンヤ及艦長其他乗組員の多数は死亡し残る者僅ふ六十餘名なり、又其六十餘名も大方は負傷し居りて其慘状目も當てられず

昨十八日午後十時紀州沖に差か、りし處同地のカシノ崎よ於て暗礁に乗り揚げ剩へ汽罐破裂して乗組六百五十名の内五百八十七名非命の死を遂げたりとの急報ありたり

發行人兼印刷人 石川 周行
編輯 入 鞆 島 太 郎
發行所 東京 橋 區 尾 張 町 壹 丁 目 壹 番 地
日 報 社

写真 3-3 「エルトウルル号事件」第一報を知らせる新聞・新聞号外【出典：(左上)『神戸又新日報』1918号(1890〈明治23〉年9月20日)第2面<部分>、(左下)『東京日日新聞』号外(1890〈明治23〉年9月19日)、(右)『大阪朝日新聞』3483号(1890〈明治23〉年9月19日)欄外記事】

情報が日本中に伝達されることとなったのである。

こうして始まった速報競争の実際を、9月20日付の各紙の情報入手先と時間とを整理しながらまとめると、次のとおりである。

- ①『郵便報知新聞』 神戸発 19日 11:30 付電報
- ②『東京朝日新聞』 19日に集めた電報とだけ記載
- ③『やまと新聞』 電報に関する記載なし
- ④『読売新聞』 電報に関する記載なし
- ⑤『朝野新聞』 神戸発 19日 08:00 付電報
- ⑥『日本』 神戸発 19日 午前特電
- ⑦『時事新報』 神戸発 19日 午後特電
- ⑧『毎日新聞』 神戸発 19日 11:30 付電報
- ⑨『東京日日新聞』 (第1報) 和歌山^{たなべ}田邊港発 19日 午前電報
(第2報) 神戸発 19日 15:00 付電報
- ⑩『国民新聞』 電報に関する記載なし
- ⑪『大阪朝日新聞』 (第1報再録) 和歌山発 18日 15:45 付電報
(第2報欄外) 東京発 19日 16:45 付電報
(第3報欄外) 神戸発 19日 17:00 付電報
(第4報欄外) 神戸発 19日 18:50 付電報
- ⑫『大阪毎日新聞』 東京発 19日 10:15 付電報
- ⑬『^{しのめ}東雲新聞』 当該号が現存せず不明
- ⑭『^{ゆうしん}神戸又新日報』 神戸発

これから見てとれるように、速報に出遅れた東京刊行の新聞の多くが、東京の省庁周辺で情報を集める一方で、生存トルコ人士官がおり、詳細な情報が入手しやすい神戸発の電報に情報を求めているのを見て取ることが可能である(逆に大阪で刊行される『大阪毎日新聞』は、東京発の電報で東京の省庁周辺の情報を集めている)。また、第一報で先んじた『東京日日新聞』と『大阪朝日新聞』の両紙は、先行している優位性を保ちながら冷静な紙面構成を展開することができ、第一報に紙面を割かなくてよい余裕とによって、他紙とは違う第二報を報ずることができている。とりわけ『大阪朝日新聞』は欄外記事に次々と入電してくる情報を掲載しているのが目を引く。20日時点において、同紙は東京・神戸双方の情報を最も集めるのに成功している。速報競争における勝者とみなすことが可能である。1890(明治23)年当時最大の発行部数を誇る新聞であればこそだろうか。

この後、比叡・金剛の日本出発に至るまで、各社は報道に工夫を凝らす。遭難現場の地図を掲載したり、死去した艦長オスマン・パシャの遺影の絵を掲載したり、比叡・金剛の艦長にインタ

ビューを試みたりして、それぞれ他紙とは違う面を出そうと努力している点が興味深い。エルトゥール号一行が6月に来日して9月に帰国するまで、ほとんど紙面に記事が出なかったことと好対照である。

このように「エルトゥール号事件」に関する新聞記事を渉猟してみるに、同事件の報道はまさに明治20年代にみられた新聞各社の速報競争・報道合戦の典型とみることができる。

視覚メディア 「エルトゥール号事件」の勃発した明治20年代においては、メディアの主流は新聞であった。しかし、文字情報を中心とする新聞メディアの一方で、江戸時代以前から連綿として続く多色刷りの錦絵をはじめとした視覚メディアも、依然として社会に対して大きな影響力を有していた。

情報の速報性という点において、新聞はメディアの中核になり得たが、写真掲載がない当時の新聞において、錦絵のような旧来の視覚メディアは「百聞は一見に如かず」の言葉のように、情報のインパクトとして社会に与える影響は莫大であった。それゆえに当時の新聞には「絵入新聞」と題して新しい新聞メディアの形をとりながら、旧来の視覚メディアを取り入れた新聞も存在していた。

「エルトゥール号事件」を報道する際に、各紙は速報合戦と同時に、創意工夫をもって亡くなったオスマン・パシャの肖像画、大島周辺地図を掲載するなどの努力を講じている。しかしながら事故現場の大島が遠隔地であることなどの理由からか、事故の再現図や神戸で療養中の生存者の様子などの視覚情報を掲載するものは存在しない。

新聞以外の視覚メディアが「エルトゥール号事件」を扱った事例としては、唯一『軍艦^{きせん}瀛船沈没之顛末附録』（発行：大日本書籍行商社 東京府神田区田代町9番地）が知られている。残念ながら、同資料に関しては戦前期に撮影された白黒写真のみが伝来しているだけで、オリジナルの存在が確認されていない。こうした状況に加えて、本図版が単体の錦絵であるのか、名称から連想されるように冊子体の付録であるのかも判然としない。伝来する白黒写真から作者や作成年月日などの情報をうかがい知ることもできない。

同じく外国船海難では、「ノルマントン号事件」に関しては災害規模よりも日本人犠牲者の存在によって、錦絵や絵入り冊子体など様々な視覚メディアが作成され、世間一般にナショナリズムを喚起させた。しかし「エルトゥール号事件」では、災害規模が大きいとはいえ日本人犠牲者がいないこと、関係の薄いオスマン朝の軍艦であるためか、「ノルマントン号事件」のときのように作成された事例が極端に少ない。

次頁にあるように、画面右側に大きくエルトゥール号の沈没および機関爆発の様子が一際大きく描かれ、画面左側には、同日の暴風雨にて同様に沈没した日本郵船会社所属の武蔵丸と同じく民間の頼信丸の沈没の様子が描かれている。目を引くのはエルトゥール号事件に際して、東京から派遣された中央政府の要員が乗り込んだ前年に神戸まで開通した東海道線が描かれている。エルトゥール号に関しては形状などの具体的情報が欠如しているのであろうか、当時知られていた西洋形船を描いているのにとどまっている。

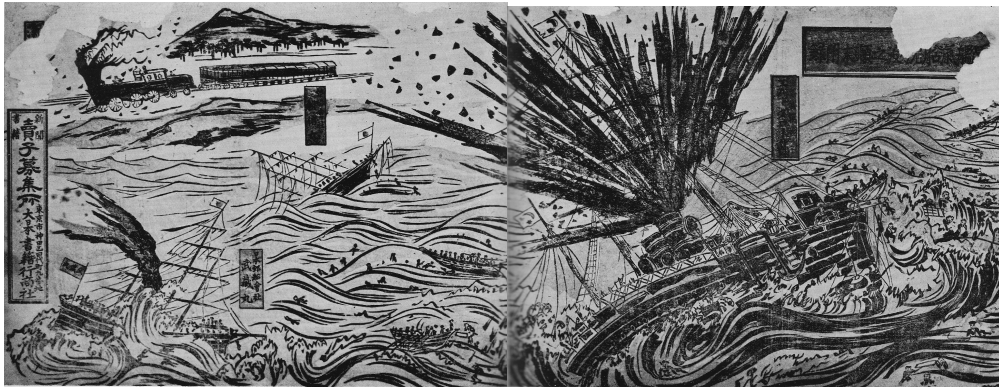


写真 3-4 『^{きせん}軍艦漁船沈没之顛末附録』(山内豊中氏蔵)【出典：『^{にちど}日土協会会報』23号(1939年)】

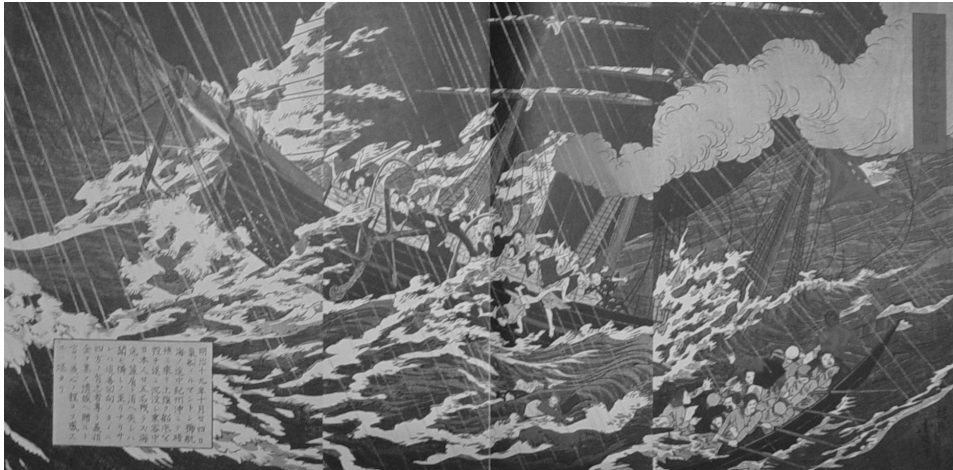


写真 3-5 「ノルマントン号事件」を描いた『紀伊海難船之図』(揚洲周延画、1886〈明治19〉年)【出典：小西四郎『錦絵幕末明治の歴史』第9巻】

第3節 新聞論説による世論形成

新聞論説の多様性 前節に述べたように、マスコミ史研究において指摘されているように、明治20年代の新聞が速報性に基づく報道主義に移行していた事実が、「エルトゥール号事件」の報道からも確認された。それでも同事件に限ってみれば、マスコミの力は報道の速報性ばかりでなく、社説を中心とした新聞あるいは雑誌の論説のもつ影響力は極めて大きかったといえる。言論主義が報道主義に完全にとって代わられたわけではなかった。以下、社説を中心に主だった論説を時系列に即して整理してみる（数字は新聞、アルファベットは雑誌）。

- 9月20日 (1)社説「同情相^{あいあわれ}慇^{ちん}む」：『東京日日新聞』5675号
(2)弔意記事「土耳其^{トルコ}軍艦を吊^{ちよう}す」（弔意の黒枠囲み）：『日本』496号
- 21日 (3)社説「義^{ぎせい}聲を天下に振ふ可^べし」：『時事新報』2783号
(4)社説「土耳其^{トルコ}軍艦の沈没」：『東京朝日新聞』1744号
- 22日 (5)社説「義^{ぎせん}捐金募集目的の如何」：『朝野新聞』5098号
- 23日 (6)社説「不幸なる生存者を如何すべき」：『東京日日新聞』5677号
(7)社説「土耳其^{トルコ}遭難者の送還に付き」：『時事新報』2786号
- 24日 (8)社説「重ねて土耳其^{トルコ}遭難者の送還に付き」：『時事新報』2787号
- 25日 (9)雑報「外務省の處置海軍省の沸騰」：ほか『郵便報知新聞』5353号
(10)社説「土耳其^{トルコ}国に使節を遣^{つかわ}すべし」：『東京朝日新聞』1146号
(11)社説「土耳其^{トルコ}軍艦に就^つき日本国の礼遇」：『読売新聞』4768号
(12)雑報「送^かる乎送^からぬ乎」：『日本』501号
(13)社説「特使、軍艦を土^{トル}國に派遣すべし」：『国民新聞』237号
- 26日 (14)社説「土耳其^{トルコ}遭難者は宜しく日本軍艦にて送り届くべし」：『毎日新聞』5946号
(15)社説（特別通信）「土^{トル}國人救護の事情」：『大阪毎日新聞』2445号
- 27日 (16)雑報「土^{トル}軍艦生存者の處置に就^つて」：『大阪朝日新聞』3489号
(A)「土耳其^{トルコ}兒軍艦沈没」：『女学雑誌』232号
- 29日 (17)社説「土耳其^{トルコ}人送還軍艦派遣に就^つての注意」：『時事新報』2792号
- 30日 (18)社説「土耳其^{トルコ}に使節を遣^{つかわ}して條約を締結す可^べし」：『時事新報』2793号
- 10月3日 (19)雑報「比叻・金剛兩艦を仏、伊にも寄港せしめよ」：『毎日新聞』5952号
(B)特別寄稿：大山如涛「土耳其^{トルコ}軍艦始末」：『国民之友』96号
(C)「土^{トル}國軍艦の沈没」「獨逸と露西亜^{ドイツとロシア}」「土^{トル}國遭難者の義^{ぎせん}捐金に就^つて」：『日本人』56号
- 4日 (20)社説「軍艦派遣」：『東京日日新聞』5686号

- 5日 (D)時事評論「^{トルコ}土耳其格軍艦の遭難」：『国本』9号
- 8日 (E)「^{トルコ}土国遭難者の送還」：『日本人』57号
- 11日 (21)社説「金剛比叡の両艦発す」：『日本』517号
- 12日 (F)時事「^{トルコ}土耳其軍艦の沈没」「金剛比叡二軍艦の出発」：『国光』2巻3号
- 13日 (G)「比叡金剛二艦を送る」：『国民之友』97号

当初、新聞社の論説は死者への弔意を前提としながらも、各社が独自に論を展開していた。義援金を訴えるもの、海難事故防止を訴えるもの、生存者の救済を訴えるもの。中には『朝野新聞』のように、『東京日日新聞』や『時事新報』の行う義援金募集活動を批判する「義捐金募集目的の如何」という社説を掲載するものもあった。オスマン朝本国への69名の生存者の送還問題には、21日の『東京朝日新聞』の社説「^{トルコ}土耳其軍艦の沈没」、23日の『東京日日新聞』の社説「不幸なる生存者を如何すべき」、『時事新報』の社説「^{トルコ}土耳其遭難者の送還に付き」があげられる。これらによって、マスコミ・世論の中に日本軍艦の派遣を求める素地が既にある程度形成されていたであろう。しかし、それでも世論全体が日本軍艦による送還を求めているわけではなかった。

新聞論説の収斂 事態が一変するのは24日の『時事新報』の社説「重ねて^{トルコ}土耳其遭難者の送還に付き」の発表後である。この論説の影響力の大きさは、翌25日にそれまで事件報道はしていたものの新聞社としての論説を公にしていなかった『郵便報知新聞』・『東京朝日新聞』・『読売新聞』・『日本』・『国民新聞』の五紙が、『時事新報』の論説とほぼ同じ内容でもって論説を展開したことによって証明される。さらに翌26日以降にも論説が続くが、それらも全て同じ論調である。かくして日本中に新聞社共同のキャンペーンが張られたような様相を呈するに至ったのである。これらによって、世論は完全に日本軍艦による生存者送還を求める動きを強力に示し始めたのである。

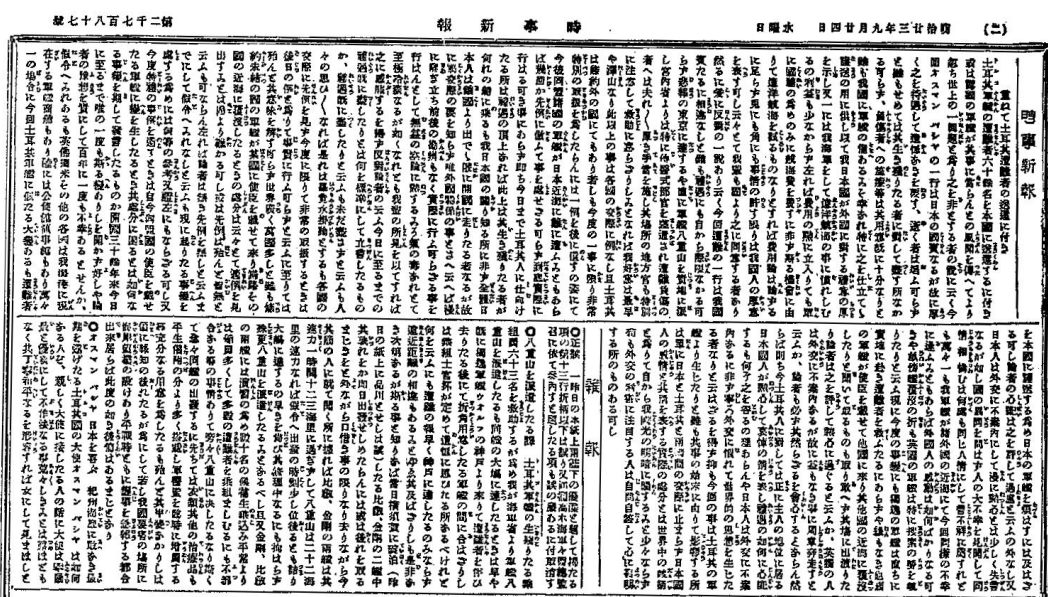


写真 3-6 社説「重ねて^{トルコ}土耳其遭難者の送還に付き」『時事新報』2783号(1890明治23)年9月24日)

重ねて土耳其遭難者の送還に付き

土耳其軍艦の遭難者六十余名を本国に送還するに付き或は露国の軍艦が其事に当らんと風の聞^{たちま}を伝えてより忽ち世上の一問題と為り之を非とする者の説に云く今回オスマンパシヤの一行は日本の国賓なるが故に厚く之を待遇して遺憾なきを要す、逝く者は追ふ可らずと雖もせめては其生き残りたる者に対して尽す所なかる可らず、負傷者への施療等は共用意既に十分なりと雖も我国に軍艦の備あること幸あれ特に之を仕立てて護送の用に供し以て我日本国が外国に対する礼意の厚を示し又一には我海軍をして遠洋航海の事に慣れしむるの利益も少なからず左れば費用の点に立入りても単に国体の為めのみならず航海費を費やすに非ず斯る機会に由りて遠洋航海を試るものなりとすれば費用論は論ずるに足らず兎にも角にも事情の許す限りは我国人の厚意を表す可し云々とて我輩も固より之に同意する者なり然るに爰に反対の一説あり云く今回遭難の一行は我国賓たるに相違なしと雖も礼遇にも自から際限なかる可らず悲報の東京に達するや直に軍艦八重山を实地に派し宮内省よりは特に侍医式部官を差遣され遭難負傷の者へは夫れ夫れ厚き手当を施し其場所の地方官も特別に注意して救助に怠らざりしことなれば我好意は最早や沢山なり此以上の事は各国の交際に例なし且土耳其は條約外の国にてもあり若しも今度の一事に限り非常特別の取扱を為したらんには一例を後に遺すの姿にて今後同盟諸国の軍艦が日本近海に難に遭ふこともあらば幾回か先例に倣ふて事を処せざる可らず到底実際に行はる可き事にあらず即ち今日まで土耳其人に仕向けたる所は礼遇の頂上なれば此上は其生き残りたる者が何れの船に乗るも我日本国の預り知る所に非ず全体日本人は鎖国より出でて俄かに開国に走りたる者なるが故に国交際の要を知らず唯外国関係の事とさへ云へば慢に騒ぎ立ち前後の勘弁もなく実際に行ふ可らざる事を行はんとして無益の空論に熱するよう気の毒なれとて至極冷淡なるが如くなれども我輩の所見を以てすれば之に感服するを得ず反対論者の云ふ今日に至るまでの礼遇既に尽したりと云ふも未だ尽さずと云ふも人々の思ひ思ひなれば是れは畢竟水掛論とすりも各国の交際に先例を見ず今後に限りて非常の取扱するときは後日の例と為りて事実に行ふ可らずと云ふに至りては殆んど其意味を解ず世界広広万国多しと雖も條約未結の国の軍艦が某国に健臣を載せて来り帰路その国の近海に転覆したるときの処分は云々とて適例を見出すことは何より難かる可し或は先例は殆んど皆無と云ふも可ならん左れば論者は無き先例を無しと云ふまでにして仮令へこれなしと云ふも現に起りたる事変を処する為めには何等の参考又証左にもならざる可し又今度特礼の事例を遺すときは自今同盟国の使臣を載せたる軍艦に変を生したるとき其処分に困ることは如何なる事変を期して発言したるものか開国三十余年来今日に至るまで唯の一度も斯る変ありしを聞かず好しや論者の予想を實にして百年に一度も不幸あるとせんか、仮令へこれあるも英仏独米その他の各国は我海港に現在する軍艦商船もあり陸には公使館領事館もあり万々一の場合に今回土耳其軍艦に似たる大変あるも遭難者を本国に護送する為め日本の軍艦を煩はすには及はざる可し論者の心配は之を評して過虚と云ふの外なし又日本人は外交に不案内にして漫に熱心とは少しく失言なるが如し国の異同を問はず人の大不幸を見聞して同情相憐むは何度

も同じ人情にして言不詳に属すれども万々一も我軍艦が諸外国の近海にて今回同様の不幸に遭ふこともあらば外国人の感動は如何ばかりなる可きや敵傍覆没の折も英国の軍艦は特に搜索の労を執りたりと云ふ現に今度の事変にもドイツの軍艦は直ちに実地に赴き遭難者を救ふたるにあらずや縁もなき他国の軍艦が使臣を載せて他国に來り其他国の近海に覆没したりと聞いて取るものも取り敢えず其地に出渡り論者は之を評して熱心に過ぐると云ふか、英独の人は外交に不案内なるが故に益もなき事に周章奔走すと云ふか、論者も必ず其然らざるを会心するべしならん然らば即ち今土耳其人に対しては正に主人の地位に居る日本人が熱心して哀悼の情を表し礼遇の如何に心配するも何ぞ之を咎るの理あらんや日本人は外交に不案内なるに非ず寧ろ外交に慣れて世界的の思想を生じる者なりと云はざるを得ず抑も今回の事は土耳其の軍艦より生じたりと雖も共事の始末に由りて影響する所は単に日本と土耳其と両国間の交際に止まらず日本国人の感情と其情を表する実際の処分とは世界中も談柄と為りて自ら我国光の明暗に燭すること少々ならず恰も外交の利害に注目する人は自問自答して心に發明するところのものある可し（注：下線は筆者）

社説の中で鍵となるのは、下線を引いたように、前日 23 日に『時事新報』が雑報として報じた、ロシア公使がロシア船による生存者の本国送還を申し出たことに対して外務省が応じそうであること、八重山が出遅れて遭難現場到着がドイツ軍艦に先を越されたことの 2 点を活用して、巧みにナショナリズム喚起の方向にもっていくことにある。

新聞論説による世論形成 こうして『時事新報』は論説でもって世論を主導することに成功する。翌 25 日以降に論説を載せた各紙は、さらに生存者救済にあたって八重山がウオルフ号に出し抜かれた事実を併記し、諸外国に遅れをとる日本の対応を批判し始めた。期せずして、政府のなかでも外務省への批判の大合唱が展開され始めた。各紙いずれも青木外相がロシア公使の申し入れを前向きにとらえ、海軍が激高しているとの風聞を根拠として異口同音に論じているが、その事実確認を行っている新聞は存在しない。しかし、ロシア公使の申し入れが事実かどうかを別にして、たとえ仮に根拠のない風聞や何者かの意図的な情報操作の結果であるにせよ、各紙が横並びに、生存者への善意やオスマン朝との外交関係樹立を主眼とするのではなく、世界の中における日本の体面、中でもヨーロッパ諸国に対する日本の体面を主眼に軍艦の派遣を求めていることは注目に値する。すなわち、日本はヨーロッパ諸国との間に結ばれた不平等条約の改正のために、また 2 年前に制定された大日本帝国憲法と年内に開設される大日本帝国議会とによって立憲制に移行しつつあること宣伝するために、ヨーロッパを意識する形で、ナショナリズムが軍艦による生存者送還を求める起爆剤として機能していたのであった。

世論の反応は、後述するように義援金活動にも如実にあらわれた。『東京日日新聞』募集の義援金は 25 日に突如として高額を集めており、大阪の『大阪朝日新聞』も義援金募集活動に着手し出すのである。

そして世論は中央政府をも動かすのである。最初の東京における生存者救済計画が破綻してか

ら、海軍省・宮内省・外務省の間には生存者救済・送還については方針の違いが見え始めていた。その結果として、具体的な救済・送還計画が立案されないでいた。しかし、突如として世論の糾弾・後押しを受けて、中央政府は迅速に対応して26日中に比叡・金剛の派遣による生存者送還を決定した。そのうえで、天皇の勅許を得て、その費用として第二予備金支出第6回より、12万6,487円60銭が支出されることになった。当時の国家予算の枠内では膨大なる出費であったにもかかわらず、新聞各社はこれを糾弾することがなかった。数紙に至ってはむしろ2隻の軍艦を派遣することの必要性を説いて、いわば政府の行動を擁護していた。

新聞の論説が、政府以上に軍艦派遣に沸騰していたのとは対照的に、外務省の対応は極めて冷めていた。新聞各紙による非難の矢面に立たされた外務省には、軍艦派遣が決定されてなお、この機をとらえてオスマン朝との間に外交関係を構築しようとの積極的意思を示すことはなかった。新聞各社は、皇族ないしは外交官を同乗させて公式使節とせよと訴えていたが、前章で明らかにしたように、外務省は皇族の同乗を求めるともなく、また外交官の公式派遣も見送ったのであった。

新聞論説と雑誌論説 新聞とは異なり毎日刊行されていない雑誌の場合、こうした事態への対応が遅れてしまうのはやむを得ない。27日に刊行された『女学雑誌』には上記のような論調は見受けられず、義援金を訴えるにとどまっている。新聞社と同じ論調をもった論説は、3日刊行の『国民之友』と『日本人』が最初である。対応の速さでは遅れたものの、雑誌は新聞以上に紙面を割くことが可能であることと、署名記事が可能であることが新聞とは違う影響力をもつものである。『国民之友』は、海軍関係者と目される大山如涛による長文の特別寄稿「土耳其軍艦始末」を掲載し、『日本人』は論説を三つに分けて掲載している。後々、好敵手と目される民友社と政教社の両社が、同事件に限っては同じ論調でもって新聞とともに軍艦派遣を求めている点は興味深い。また雑誌に関しては、国内外の事件を揶揄する風刺雑誌である『團團珍聞』は同事件に関しては、歌を掲載するのみにとどまり、後に『中央公論』へと衣替えする『反省会雑誌』はいまだ禁酒を目的とする雑誌であるため、エルトゥール号乗組員がイスラーム教徒であるがために酒を飲む者は皆無であったと記すにとどまっている。さらに外国情報を報道する『東京経済雑誌』も、短く事実報道をするにとどまる。国交が結ばれていない日本とオスマン朝との間にまだ経済的利害関係が発生していないためであろう。

第4節 新聞社による義援金募集活動

新聞社の災害救済活動 「エルトゥール号事件」に際して、新聞メディアは前節で取り上げた報道と言論による社会への情報伝達以外に大きく関与した面を有する。すなわち民間の災害救済活動を主導するための義援金募集活動である。

従来、「エルトゥール号事件」勃発後の日本社会の対応が語られる際には、義援金募集者として、先に紹介した山田寅次郎という特定個人の慈善活動（1890〈明治23〉年の義援金募集活動、および1892〈明治25〉年の本人によるオスマン朝への義援金持参活動）のみが取り上げられることがほとんどだった。近年、ようやく当時の新聞が資料として分析されるようになって、義援金募集活動の実態が明らかになりつつある。実は山田の義援金募集活動も実際の活動主体としては新聞社に依存しており、山田自身の業績はいわば複数の新聞社を結びつけたこと、その募集活動を新聞紙上の広告に打ち出しこと、そして以下に述べるように、連続演説会と結びつけたことの3点である。新聞社の義援金募集活動の存在なくして山田は活動し得なかったのである。そして、以下に示すように、義援金募集活動において主客の差は歴然としていた。新聞社は山田のような特定個人に依存することなく、否むしろ新聞社が主体的に積極的に個人の善意を集約する社会的事業の一環として、義援金活動の中心に位置していたのである。

さらに、新聞社が慈善事業として横並びで義援金募集活動をしていたわけではなく、速報合戦や論説による世論の喚起と同様に各社各様の思惑が反映されているのが興味深い。

日本では、江戸時代から瓦版を通して災害報道は人々の関心事であったが、やがて明治時代になって本格的な新聞が創始されると、災害報道は社会的事業としての義援金募集活動を伴うようになった。日本における義援金募集活動の歴史は必ずしも明らかにされていないが、少なくとも「エルトゥール号事件」発生までに活動は日常化していた。一例をあげれば、1885(明治18)年8月に『東京日日新聞』は「水災救恤金募集広告」を掲載して、義援金募集活動を行っている。そして1886(明治19)年10月にエルトゥール号と同じく大島近海において座礁・沈没し、同乗していた多数の日本人が死去したイギリス貨物船「ノルマントン号事件」が勃発すると、翌1887(明治20)年に、新聞社が一斉に世論にナショナリズムを喚起させる動きをみせ、各社が連合して義援金募集活動を展開する盛り上がりをもせた。この結果として、明治20年代に至って新聞社による義援金募集高は上昇し、「エルトゥール号事件」までに日本社会は災害における義援金募集という新習慣を完全に受容していたのである。

近年、マスコミ研究において、こうした新聞社による義援金募集活動を含めた社会事業に対して「メディア・イベント」なる概念が提示されている。研究者の中には、1901年すなわち20世紀の到来をその元年と位置付けている者もあるが、「エルトゥール号事件」の場合にも十分にこうした「メディア・イベント」としての義援金募集活動が展開されており、こうした事業は1901年よりも遡及されるべきであろう。

『東京日日新聞』の先駆性 こうした状況にあった日本社会は、「エルトゥール号事件」に際して、いかなる形で義援金募集活動を展開していったのであろうか。前述のように、事件の第一報は『東京日日新聞』の9月19日付号外によって報じられた。この結果として義援金募集活動の先鞭をつけたのも同紙であった。翌20日付『東京日日新聞』5675号によれば、19日午後5時に加藤秀一なる人物が、『東京日日新聞』発行元である日報社社長の関直彦（1857～1934年）宛に手紙を添えて3円の義援金を送っている。恐らくはこれに範をとって、同紙は同号に以下のように一人10銭以上の義援金募集広告を掲載している（一部旧漢字は常用漢字に改め、ルビを振る）。これには義援者氏名を義援金額とともに翌日の同紙上に掲載する旨が記載され、事実、翌日には先の加藤秀一を筆頭に7名の義援者氏名・住所・義援金額が掲載され、以後も続いていく（一部旧漢字を常用漢字に改め、ルビを振る。以下同じ）。

土耳其人漂流者救済義金募集広告

土耳其軍艦沈没のため死者五百八十七名残れる漂流者六十三名万里の異境に衣食の途を失ふ之れを救済せざるべからざる趣意を別項社説に述ぶるが如し、仍て本社は義金募集の勞を取り多少の義捐を大方仁人君子に乞ふ

事頗る急迫なれば義捐者に乞ふ一日も早く之を投寄せられよ。

一、義捐金は一人十銭以上とす

一、義捐金は現金若くは為換を以て本社に寄せられるべし但し為換は芝口郵便局宛に振り込まれたし

一、本社義捐金を受け取りたる時は翌日の日日新聞紙上に金高と姓名とを掲げて以て領受の証に代ふ

一、義捐の期限は九月三十日限とす

一、義捐金は纏まり次第之れを適当と思考する官庁に依頼して配与を乞ふべし

翌21日には、加賀のほか6名の義援者について、上記の広告どおりにその義援金高とおおよその住所・氏名が掲載され始めている。上記のように締切りは9月30日であるが、掲載は断続的に10月14日まで続き、その時点において430円46銭5厘を集めた。

恐らく即決された義援事業であるが、当初その詳細は十分に詰められていなかった。23日付5677号では、読者から直接あるいは書面にて義援金の使用方法に関する質問があり、方針を明確にして再提示されている。すなわち「義捐金の一半は遭難死者の祭祀料（本社が適当と見認る方法に因り本國に送りて）とし、一半を生存艦員の見舞金とす」と改められた。前述のように外国・外国人だけを対象とする初の義援金事業であり、募集する新聞社側も、寄付する読者側にも混乱があったのであろう。この改訂により、義援金は生存者だけではなく、オスマン朝本國における死者の祭祀料にあてられることとなり、オスマン朝への送金問題が生じた。この時点では送金にせ

掲載日	日別義援金	累計義援金	掲載日	日別義援金	累計義援金
9月21日	8.9	8.9	10月3日	6.25	300.495
9月22日	0	8.9	10月4日	0	300.495
9月23日	13.55	22.55	10月5日	4.7	305.195
9月24日	0	22.55	10月6日	0	305.195
9月25日	134.9	177.35	10月7日	0	305.195
9月26日	19.7	197.05	10月8日	0	305.195
9月27日	22.2	221.01	10月9日	0	305.195
9月28日	59.285	280.295	10月10日	15	320.195
9月29日	0	280.295	10月11日	0	320.195
9月30日	4.9	285.195	10月12日	4.6	324.795
10月1日	6.65	291.845	10月13日	0	324.795
10月2日	2.245	294.245	10月14日	105.67	430.465

(単位：円、小数点以下は銭厘)

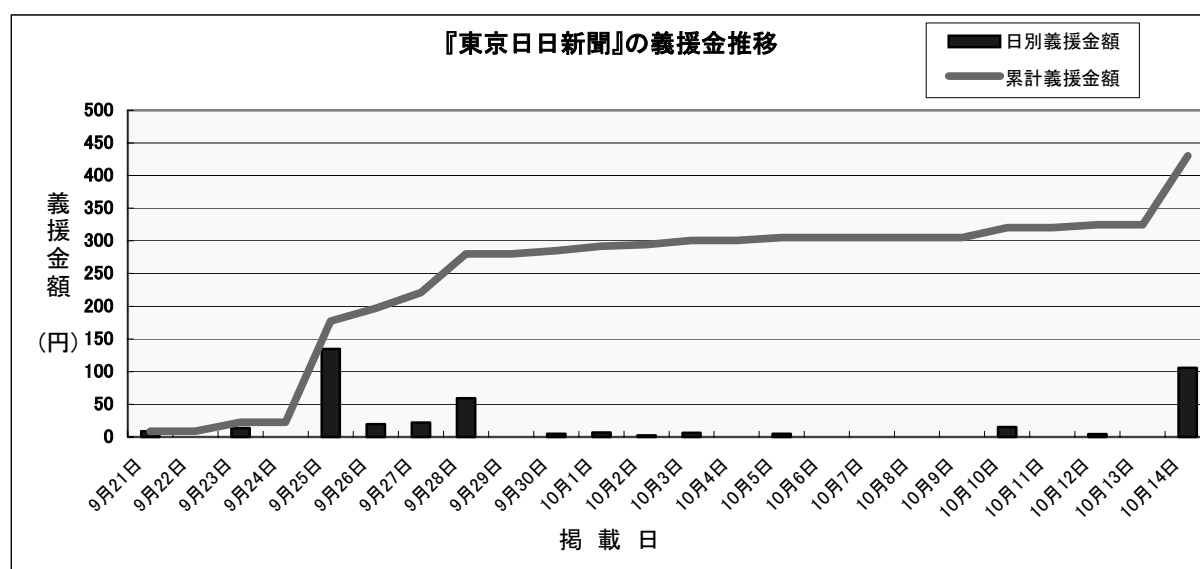


図3-1 『東京日日新聞』の義援金推移【作成：三沢委員】

よ配分にせよ日本政府に依頼可能であろうとの見通ししか立っていなかったようである。この楽観的な見通しが、後に送金問題において大きな禍根を残す結果となる。

こうして『東京日日新聞』の義援金募集の形態は一応定まった。翌日25日付5678号、また26日付5679号においては、第一面冒頭において社告の形で文面を一新した義援金募集が掲載された(写真3-7)。

当時の貨幣価値を現在に換算することは容易ではない。様々な比較尺度が用いられるが、日本史研究において多用される米価(東京の10kgの標準米価)の比較では、1890(明治23)年と2004(平成16)年との間で約5,900倍の数値となる計算である。

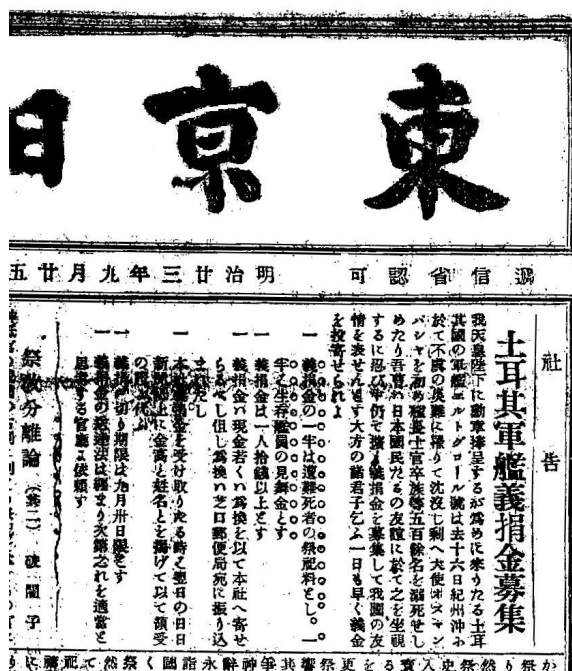


写真3-7 『東京日日新聞』第1面冒頭に掲載された義援金募集告知【出典：『東京日日新聞』5678号、1890（明治23）年9月25日】

我天皇陛下に勲章捧呈するが為めに来りたる^{トルコ}土耳其其国の軍艦エルトグロール号は去十六日紀州沖に於て不慮の災難に罹りて沈没し^{あまつさ}剩へ大使オスマンパシャを初め艦長士官卒族等五百余名を溺死せしめたり吾曹に日本国民たるの友誼に於て之を座視するに忍びず^{よつ}仍て^{ぎえん}広く義捐金を募集して我国の友情を表せんとす大方の諸君子に乞ふ一日も早く義金を投寄せられよ。

（注：以下の詳細はほぼ同じなので略）

この文面からわかるように、義援金の募集の根拠は一面においてヒューマニズムであり、もう一面として日本国民としての自覚を求めるナショナリズムとなっていることがわかる。

『時事新報』の成功 『東京日日新聞』と同じく9月20日、『時事新報』も2783号の第2面に「^{トルコ}土耳其軍艦沈没の悲惨：広く義援金を募集して憐む可き罹災者の心情を慰め日本人の慈愛義侠を海外に表明せんとす」と題して、以下のように義援金募集に着手した(写真3-8)。こうして『時事新報』は事件の第一報にこそ遅れをとったものの、事件発生と同時に義援金募集を決断して、『東京日日新聞』と同時に募集を開始することになったのである。

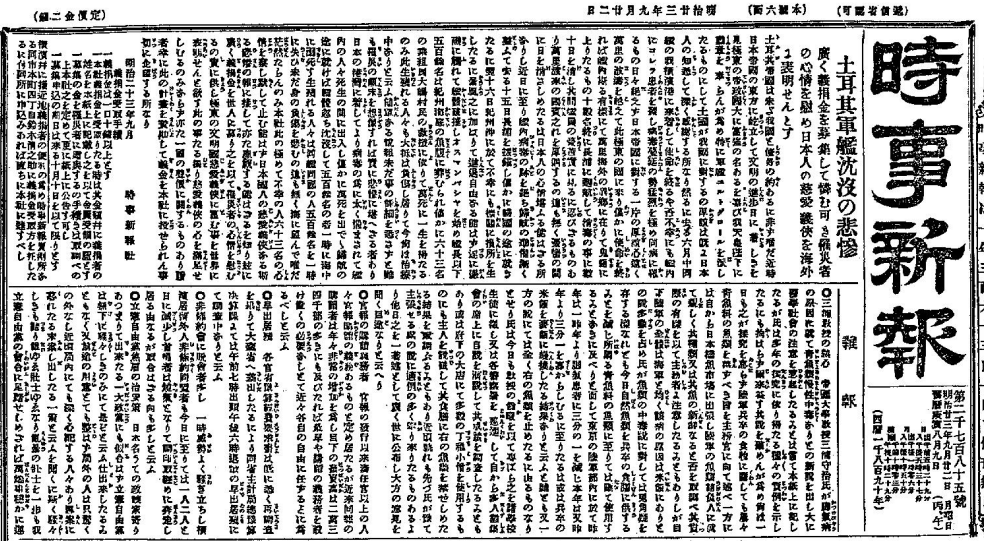


写真 3-8 『時事新報』第 1 面に掲載された義援金募集告知【出典：『時事新報』2785 号 (1890 (明治 23) 年 9 月 22 日)】

…本社此極めて不幸の人六十三名的心情察し厭して止む能はず日本国人の慈愛義侠ある斯る悲慘の報に接して亦た座視する能はざるを知り茲に広く義捐金を世人に募り之を以て罹災者の心情を慰むるの資に供し極東の文明国慈愛義侠に富む事を世界に表明せんと欲す此の事たる独り慈愛義侠の心を満足せしむるのみならず亦た一国の声価に関するものあり読者幸に此の計画を賛助して義金を本社に投ぜらん事切に企望する所なり

明治二十三年九月

時事新報社

義捐金受取手続

- 一、義捐金は一口十銭以上とす
- 一、義捐金を受取りたる時は其金額并に義捐者の姓名を本紙上に記載し之を以て金額受領の証とす
- 一、募集の金を罹災者に贈与するの手續きは取調べの上本社之を定めて更に紙上に公告すべし
- 一、募集申込の期日は来る十月十日を以て限りとす

また翌 21 日には「義聲を天下に振ふ可し」と題する社説を掲載して、生存者を日本軍艦にてオスマン朝へと送還することが日本の対外宣伝活動になると訴えている。『時事新報』は、当初より『東京日日新聞』が訴えた日本国民としての自覚を求めるナショナリズムを一步進めて、極めて功利主義的な形で日本の宣伝活動に利用せよと訴えている。すなわち、外国に対するヒューマンイズムの発露はもちろんのこと、それ以上に、不平等条約改正を視野に入れた世界に対する日本の宣伝活動を求めるナショナリズムに基づく功利的打算を訴えていることが特筆される。

この文面は何ら変わることなく、翌 22 日付 2785 号には第一面冒頭に掲げられ、以後 10 月 3 日付 2796 号まで掲載されている。なお当初、義援金の募集期限は 10 月 10 日であったが、3 日付 2796 号に掲載された募集広告の最後には、比叡・金剛の出発が近いことを理由にあげて、締切りを早めて 3 日限りとしている。これは前述のように『時事新報』が義援金をオスマン朝に送付すべく、比叡・金剛に託す（最終的に記者の野田正太郎に為替手形を託して乗船させる）ことを、少なくともこの時点において決定していたことを示す。海外への義援金への対処として、最初から募集問題と送金問題を同時並行的に考慮していたことは、他紙とは異なり同紙の先見性を如実に物語る。また、この準備のよさは先に述べた同紙の功利的戦略性とも相通じるものがある。

掲載日	日別義援金	累計義援金	掲載日	日別義援金	累計義援金
9月21日	211.45	211.45	10月1日	30.2	3,292.001
9月22日	131.8	342.95	10月2日	30.42	3,421.421
9月23日	1,853	2,195.25	10月3日	170.565	3,592.986
9月24日	147.475	2,343.425	10月4日	121.75	3,714.736
9月25日	133.22	2,476.645	10月5日	67.995	3,782.731
9月26日	221.13	2,697.775	10月6日	133.405	3,916.136
9月27日	243.326	2,941.001	10月7日	84.56	4,000.696
9月28日	146.13	3,087.131	10月8日	18.05	4,018.746
9月29日	105.46	3,192.591	10月9日	179.88	4,098.626
9月30日	69.21	3,261.801	10月10日	50.35	4,248.976

(単位：円、小数点以下は銭厘)

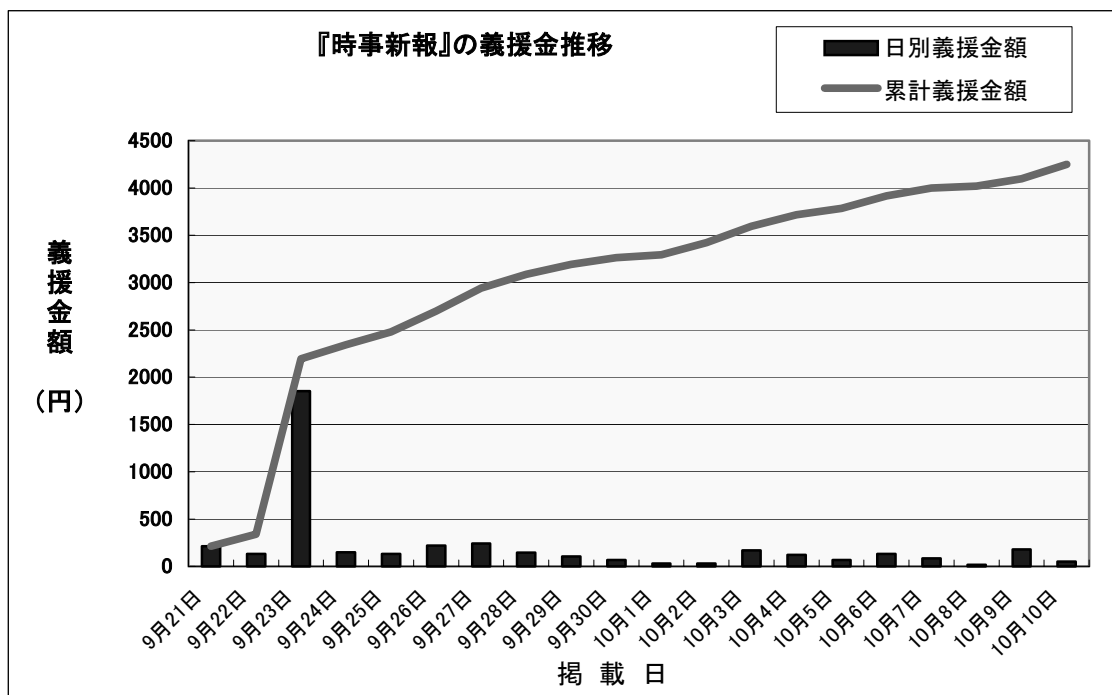


図 3-2 『時事新報』の義援金の推移【作成：三沢委員】

『時事新報』も『東京日日新聞』と同じく、上記の広告どおりにその義援金高とおおよその住所・氏名を掲載している。加えて、時には義援金に添えられた手紙の文面紹介も行うという独特の手法もとる。義援金の推移は図表のとおりである。

同じ9月20日から義援金募集を行いながらも、最終的に『時事新報』は『東京日日新聞』の約10倍近い、4,248円97銭6厘もの義援金を集めることに成功した。この巨額な義援金の中でも突出しているのは、9月23日付2786号に掲載されている「海軍高等官及夫人」からの1,500円もの高額義援金によってである。早くから事件に同情を寄せていた海軍関係者の組織が、中央政府ではなく民間の『時事新報』に対して義援金を投じたことは興味深い。さらに前節で見たように、この23日の紙面にロシア公使の一件とドイツ軍艦に出遅れた一件から、軍艦派遣を求める海軍寄り外務省批判の雑報が掲載され、これを受けて翌日24日に「エルトゥールル号事件」を契機に日本社会において形成された世論を喚起することとなる社説が掲載されている。また24日以降において『時事新報』は突出した義援金を受けていない。もし、この高額な義援金が紙面構成に何らかの関係があるとしたら興味深いことである。

『毎日新聞』の独自性 『毎日新聞』5943号の第2面冒頭において、次のような義援金募集の社説が掲げられたのは、『東京日日新聞』・『時事新報』に1日遅れて9月21日のことである。

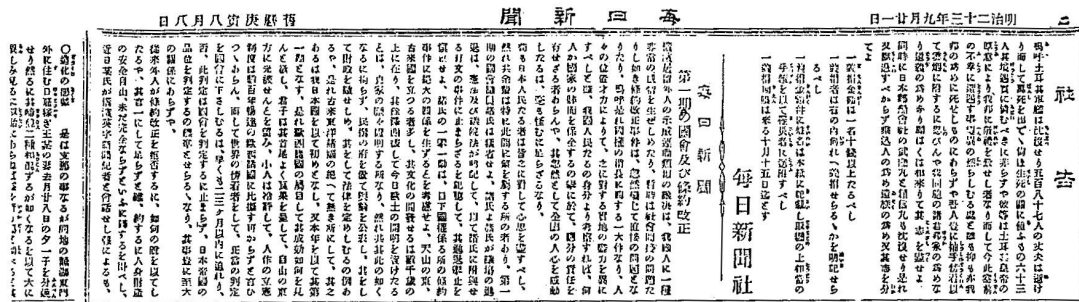


写真 3-9 『毎日新聞』の義援金募集告知【出典：『毎日新聞』5943号（1890〈明治23〉年9月21日）】

義捐金募集

嗚呼土耳其軍艦は沈没せり五百八十七人の丈夫は逝けり而して万死を出でて尚ほ生死の賜に値ふもの六十三人其境遇実に憐むべきに非らずや彼等は土耳其皇帝の厚意により我邦に敬礼を到せし者なり而して今此空前の不幸に遭遇す事変異の然らしむる虜と雖も抑も亦我邦の為めに死せしものにあらずや吾人貴に袖手傍君以て雲烟に付するに忍びんや我同胞の諸君邦家の為めなり道義の為めなり願はくは相来りて其志を尽せよ。同時に日本郵船会社の武蔵丸と頼信丸も沈没せり是れ黙過すべからず乗込人の為め遺族の為め又其志を分てよ。

- 一、義捐金は一名十銭以上たるべし
- 一、義捐者は右の内何れへ義捐せらるるかを明記せらるべし

- 一、^{ぎえん}義捐金額并に姓名は本紙に記載し取纏の上相当の手續を以て罹災者に送付すべし
- 一、^{ぎえん}義捐期限は来る十月十五日迄とす

ここで特筆すべきは、『東京日日新聞』・『時事新報』とは違って、「エルトールル号事件」と相前後して勃発した日本郵船の武蔵丸・頼信丸沈没への義援金募集活動と併記されていることであろうか。『東京日日新聞』・『時事新報』においては、国内の義援金募集とオスマン朝への義援金募集が別枠にされていた。その理由は述べてきたように、オスマン朝への義援金募集が、単なるヒューマニズムの発露ではなく、ナショナリズム的な打算をもつものであったからであろう。しかし、上記の社告に見られるように『毎日新聞』においては、ナショナリズム喚起の色合いが上記二紙に比べて薄く、従来どおりヒューマニズムに訴えることを基調としている。

『毎日新聞』が集めた義援金の金額は、上記の『東京日日新聞』・『時事新報』に比べて少ない。さらに紙上における掲載形態散漫で総額計算もなされていない。

『大阪朝日新聞』の転換 当初、大阪で刊行されている新聞は、東京で刊行されている新聞に比べて義援金募集にはあまり積極的ではない。その姿勢がある時点で180度転換するが、それは後に触れる。

こうした傾向が一番顕著にあらわれているのが、『大阪朝日新聞』である。他社を大きく引き離して当時の日本最大規模を誇っていた同紙は、前述のように『東京日日新聞』と並んで事件をいち早く報じて、報道合戦において優位を保ちながら、義援金募集に着手するのは大いに遅れた。ようやく9月26日付3488号の第1面冒頭に、次のように募集が掲げられた。同じ募集は翌27日付3489号、10月1日付3492号において、同じく第1面冒頭に掲げられている。

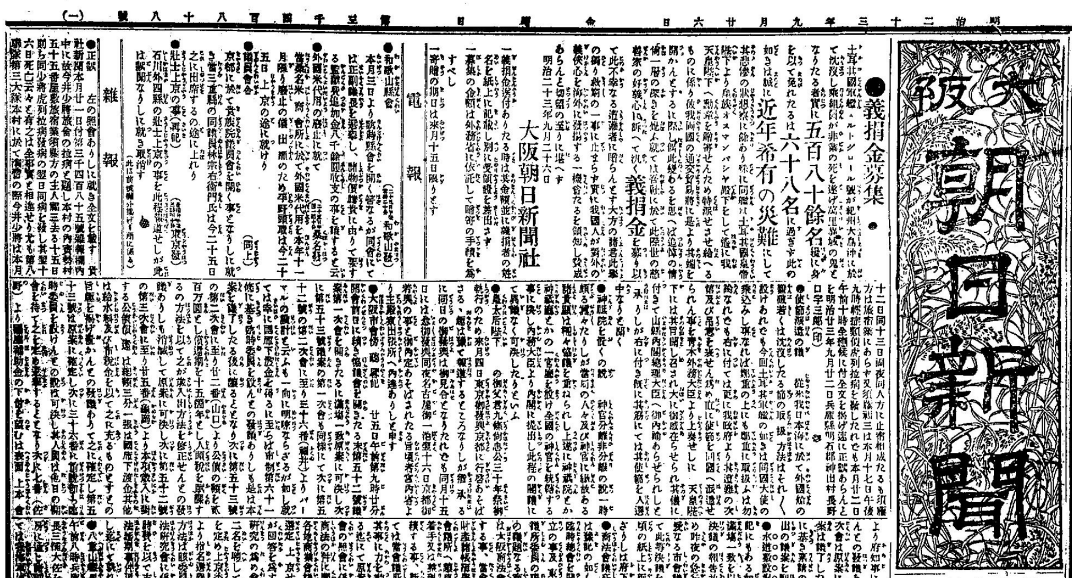


写真3-10 『大阪朝日新聞』の義援金募集告知【出典：『大阪朝日新聞』3488号（1890〈明治23〉年9月26日）】

義捐金募集

土耳其国軍艦エルトグロール号が紀州大島沖に於て沈没し乗組員が非業の死を遂げ万里異域の鬼となりたる者実に五百八十余名僅に身を以て免れたるは六十八名に過ぎず此の如きは誠に近年希有の災難にして其悲惨の状想察に余あり殊に同艦は土耳其国皇帝陛下より皇族オスマンパシャ殿下をして遥に我天皇陛下へ勲章を贈寄せんため特派せさせ給へるものに係り彼我両国の通交貿易將に是より其端を開かんとするに際し偶^{たまたま}此変あるを思へば追悼の情尚一層深きを覚ふ就ては吾社に於て此際世の慈善家の好義心に訴へて汎く義捐金を募り以て此不なる遭難者に贈らんとす大方の諸君此挙の独り救窮の一事に止まらず実に我国人が対外の義侠心を海外に発揚する一機会たるを領知し賛成あらんと切望の至り堪へず

大阪朝日新聞社

- 一. 義捐金送付ありたる時は其金額並に義捐者の姓名を紙上に記載し別に受領証を差出さず
- 一. 募集の金額は外務省に依託して贈与の手續を為すべし
- 一. 寄贈の期日は来月十五日を限りとす

同紙の義援金活動において、まず注目されるのはその開始日である。その前々日の24日は「エルトウルル号事件」にとって重要な転換点であった。その日の『時事新報』に掲載された社説によって、ヨーロッパを意識したナショナリズムによって日本社会の世論が噴騰した日であった。『大阪朝日新聞』はこれに呼応する社説こそ掲載しなかったものの、義援金活動はこの世論の動きに呼応するものであったのである。上記のように義援金募集はヒューマニズムを基調としてはいるものの、『時事新報』のように、あるいはそれ以上に明確な形でヨーロッパを意識した対外宣伝として利用する旨訴えかけているのはその証左である。もう1点、注目すべきは義援金の贈与手続きとして自社によることを放棄して、外務省に依存することを明記していることであろうか。外務省批判が高まる中で義援金活動が開始されたにもかかわらず、手続きとして外務省に委任するという矛盾した形式を取ろうとしていることは、外国を対象とした初の義援金なればこそその混乱であろう。

その他の新聞の動向 東京において、報知社・日報社・東京新報社・東京公論社・東京朝日新聞社・絵入自由新聞社・やまと新聞社・毎日新聞社は、山田寅次郎が広告を打って募集した個人的な義援金募集活動を支援する形でもって、募集主体とはならず側面から義援金募集活動を展開するにとどまっていた。ある意味、山田は新聞社と連携することによって義援金募集活動を行うことができたのである。

また、関西方面では、大阪において『大阪毎日新聞』と『^{しのめ}東雲新聞』、神戸において『^{ゆうしん}神戸又新日報』が義援金募集活動を行っている。しかしながらその規模は小さいものにとどまっていた。



写真 3-11 『神戸又新日報』の義援金募集告知【出典：『神戸又新日報』1922 号 (1890 (明治 23) 年 9 月 26 日)】



写真 3-12 「エルトゥール号事件」関連記事を掲載した当時の雑誌の一例【出典：(左)『反省会雑誌』、(中)『国民之友』、(右)『日本人』】

第5節 新聞社による義援金送金活動

『神戸又新日報』の手渡し 前節で見てきたように、義援金募集活動は各社まちまちであった。同時に集まった義援金の処理活動も各社各様であった。東京・大阪の大新聞とは異なり、生存者たちが保護を受けている神戸の地方新聞である『神戸又新日報』は53円75銭を集めた。募資金額としては大新聞よりも少ないが、全国ではなく神戸における読者層に訴えただけの金額であるので、一概に多寡を比較するのは間違いであろう。『神戸又新日報』で特筆すべきは、生存者の送還措置をよく把握して、手際よく募集を締め切ると同時に、地の利をいかしながら比叡・金剛の出発前に県庁を通して、生存者たちに義援金全額を確実に手渡すことに成功していることである。

『時事新報』の記者派遣 前述のように、『時事新報』は、他を圧倒して突出する4,248円97銭6厘という莫大な義援金を集めることに成功した義援金募集活動と同様に、義援金処理活動においても最も際だった存在であった。それは同紙が早い段階から義援金募集活動と並行して、独自の義援金処理活動の方針を決定していたことによる。確かに前述の『神戸又新日報』も義援金募集活動開始当初より、義援金処理活動の基本方針を決定していた。しかし、その義援金の処理は官庁に依存するという、あくまで処理を重視しない募集主体の活動にとどまっていた。しかるに『時事新報』は紙面にその方針を明らかにしていなかったものの、自社の責任で募集した義援金を為替にして自社記者を生存者送還の任を帯びた軍艦比叡・金剛のどちらかに同乗させて、オスマン朝当局に手渡しするという極めて独特な送金手法を選択したのである。

前述のように『時事新報』は、10月3日付第2796号第2面冒頭に掲げた義援金募集告知に、「…比叡金剛の両艦が生存者を搭載して土国に向ふの期近々の内に在り由て申込期日を今三日限りと改む」と記して、義援金申込期限をそれまでの10日から当日の3日に繰り上げている。遅くともこの時点で自社記者のオスマン朝への派遣を決めていたのであろう。この決定に際して、郵便や銀行為替による送金、あるいは官庁への依存が検討されたかどうかは不明である。いずれにせよ、

『時事新報』は費用と時間を最も要する自社記者の派遣を選択したのである。当時オスマン朝と日本との間で為替を送金することは不可能ではなかった。事実、生存者たちがまだ神戸で治療を受けていた9月30日に、オスマン朝は横浜の居留地三番館に位置するフランスの「パリ割引銀行」にフランスの法定貨幣1,095ポンドという莫大な費用を送金している。同行より連絡を受けた神奈川県はこれを銀貨に換金して日本円5,146円50銭として受け取り、兵庫県庁に送金した。この事実は『時事新報』に為替送金ではなく、為替証書の携行という発想をもたらしたのである。

『神戸又新日報』と同じく官庁に依存することも可能であったはずなのに、である。特に一連の社説で海軍省擁護・外務省批判の先鞭をつけた『時事新報』が海軍省から便宜を受けることは容易であったものと想像される。そうであれば比叡・金剛の艦長などに依存することもできたはずである。

野田の派遣が決定してからは、11日付2804号紙面上において、派遣決定後の詳細が発表され

た。野田はこの個人告知が掲載された6日に横須賀において比叡に同乗した。しかし、この時点において、野田の手元には持参すべき義援金は届いていなかった。その理由は二つある。第一に、上記のように義援金の締切りを早めたにもかかわらず、実際には締切り後に届いた義援金を謝絶することができずに、野田出発の2日後の8日まで受け付けたこと、第二に、日本円現金として携帯させることは不都合であるので、義援金全額4,248円97銭6厘を正金銀行においてフランスの法定貨幣1万8,907フラン94サンチーム金額の為替とし、受取人をオスマン朝の外務大臣サーイト・パシャ (Sait Paşa) とする為替証書を作成させるための準備が必要であったことである。この為替証書と時事新報発行人兼編纂人代表者である伊藤欽亮^{きんすけ}の署名捺印の書簡は、前年に開通していた東海道線を用いて、10日午後に神戸に到着した時事新報社の今泉秀太郎によって、前日の9日早朝に神戸に着いていた野田の手元に届けられた。比叡・金剛の神戸出発が翌11日午前2時であり、間一髪の受け渡しであった。

日本を離れてから、野田は「日本軍艦土耳其航海紀 (記) 事」と題する詳細な同乗記を寄港地から断続的に時事新報社に送り、随時『時事新報』紙上に掲載されている (写真3-13)。

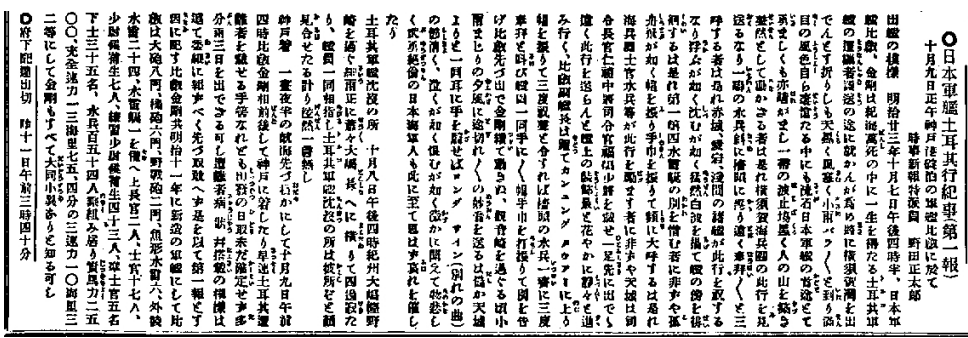


写真 3-13 野田正太郎「日本軍艦土耳其行紀事」(第一報)【出典：『時事新報』2805号 (1890 (明治23) 年10月12日)】

1891 (明治24) 年1月2日に、比叡・金剛はイスタンブルに入港した。野田は同乗記に続いて「君士但丁堡の記」と題して、自分を含めた比叡・金剛の乗組員たちのイスタンブルにおける行動を『時事新報』へ書き送っている。これによれば、野田は到着後において何より義援金の受け渡しに専念したことがわかる。野田は、持参した義援金を為替証書を前述のように受取人たる外務大臣サーイト・パシャに手渡そうとした。しかし、オスマン朝側は、海軍省内に設置された遺族救済委員会 (Askeri İane Komisyonu) がオスマン朝国内からの義援金を統括しているので、外務大臣ではなく救済委員会に渡してほしいと要請した。野田はこの要請を受けて、1月6日に海軍省に赴いて、海軍大臣ハサン・パシャ (Hasan Paşa) に面会して義援金募集の経緯^{きんすけ}を説明し、次いで遺族救済委員会委員長ルザー・ハサン・パシャ (Rıza Hasan Paşa) に社主の伊藤欽亮署名入りの書簡と為替証書とを手渡した。

書簡のうち英文のものは手書きで計6枚、和文のものは交詢社の紺色便箋で計7枚である。和文のものは『時事新報』の紙面において掲載された文面 (ただし『時事新報』紙面上に記されている



The undersigned, for the edicts and publishers of the Fiji-ships, begs to present their compliments to His Excellency, Said Pasha, His Turkish Majesty's Minister for Foreign Affairs, and to submit the following for His Excellency's information.

His Turkish Majesty's ship, "Latongroul", which had visited this country, having on board His Excellency, Osman Pasha, Special Envoy from His Turkish Majesty, left the port of Nagaura on the fifteenth of September, eighteen hundred and

ninety, on her return voyage to Turkey. On the following day, she encountered a severe storm, on the coast of Nishiu, and foundered. His Excellency, the Pasha, and all the officers and crew of the ship, with the exception of fifty-nine persons who narrowly escaped, thus found a sepulchre in the sea. Even among the survivors there were but few who were not seriously injured in their efforts to reach the land.

Intelligence of this great calamity spread rapidly throughout the country, and the

feeling of profound sympathy, with which the Japanese nation, grateful for the noble and fraternal sentiments of the Turkish Majesty, received the news, was clearly shown by the utterances of the press, which published in every part of the Empire accounts of the mournful event. The sympathy of the people led many of them to seek some means of expressing their grief for the departed and of lessening the sorrow of the survivors. In furthering this desire, the editor and publisher of the Fiji-ships, detailing in its columns the particular

of the sad occurrence, invited the public to subscribe a fund to be devoted to that end. Within a fortnight, five thousand, three hundred and eighty-six persons presented their subscriptions, and the fund amounted to four thousand, two hundred and forty-eight yen, ninety-seven sen, six rin (¥4248.976) or eighteen thousand, nine hundred and seven francs, ninety-four centimes (Fr. 18,917.94).

This fund may be employed in defraying the expenses of religious services for the dead, in establishing a memorial of the sufferings

endured by the survivors, or in any other way that may be deemed most appropriate to the circumstances of the case. The undersigned, with the subscribers whose names are appended in the accompanying list, beg leave to place the said fund at the disposal of His Excellency, Said Pasha, and to request that His Excellency will be so good as to cause it to be employed in such manner as may, in his opinion, be best calculated to serve the purposes above indicated.

It will be a source of great satisfaction to the under-

signed and the subscribers, to hear that His Excellency has been pleased to accede to their request; and, as information of the manner, in which the fund has been employed, will be gratefully accepted, by those who, in deep sympathy, beg to place the fund at His Excellency's disposal.

(Signed) Ho Kusaku.

For the Editor and Publisher of the Fiji-ships.

Stoja, Japan,
The tenth of October,
Eighteen hundred and ninety

写真 3-14 オスマン朝のサーイト・パシヤ外務大臣に宛てられた『時事新報』の義援金送付状 (英文) (左上より計 6 枚) 【出典：イスタンブル総理府古文書総局オスマン文書館蔵 HR. MtV507-57 番】

最終行の「日本東京 明治 23 年 10 月 10 日」は現物には記載されていない。到着日が予想できなかったために現物では省かれていたのであろう) に、先にも述べたように通信省の後藤象二郎をはじめとする主だった義援者氏名を記した名簿を付している。英文のものにはこの義援者一覧は付せられていない。両者とも今もイスタンブルのオスマン文書館に保存されている。

この義援金受領に際して、オスマン朝が同日に野田に手渡したルザー・ハサン・パシヤ名義の受領証の日本語訳 (原語不明) が、同じ 1891 (明治 24) 年 2 月 26 日付『時事新報』2542 号に掲載されて読者に報告された。さらには 5 月 7 日付 3012 号には、ともに伊藤^{きんすけ}欽亮に宛てた外務大臣サーイト・パシヤの 1 月 21 日付の書状、ルザー・ハサン・パシヤの 1 月 20 日付の書状 (いずれも原文は仏語で英訳も添付) の日本語訳が掲載されて、読者に明らかにされた。そのうえで原文の閲覧希望者には来社を促し、義援金の処理が公明正大になされたことを強調している (紙面上に掲載されるまで日数を要したのは、閲覧用の現物が同社に届くまでの郵送期間によるものと思われる)。義援金の正式な受領書は、郵送上の事故を恐れて野田の手元に留め置いてある旨、用意周到に付け加えられている。

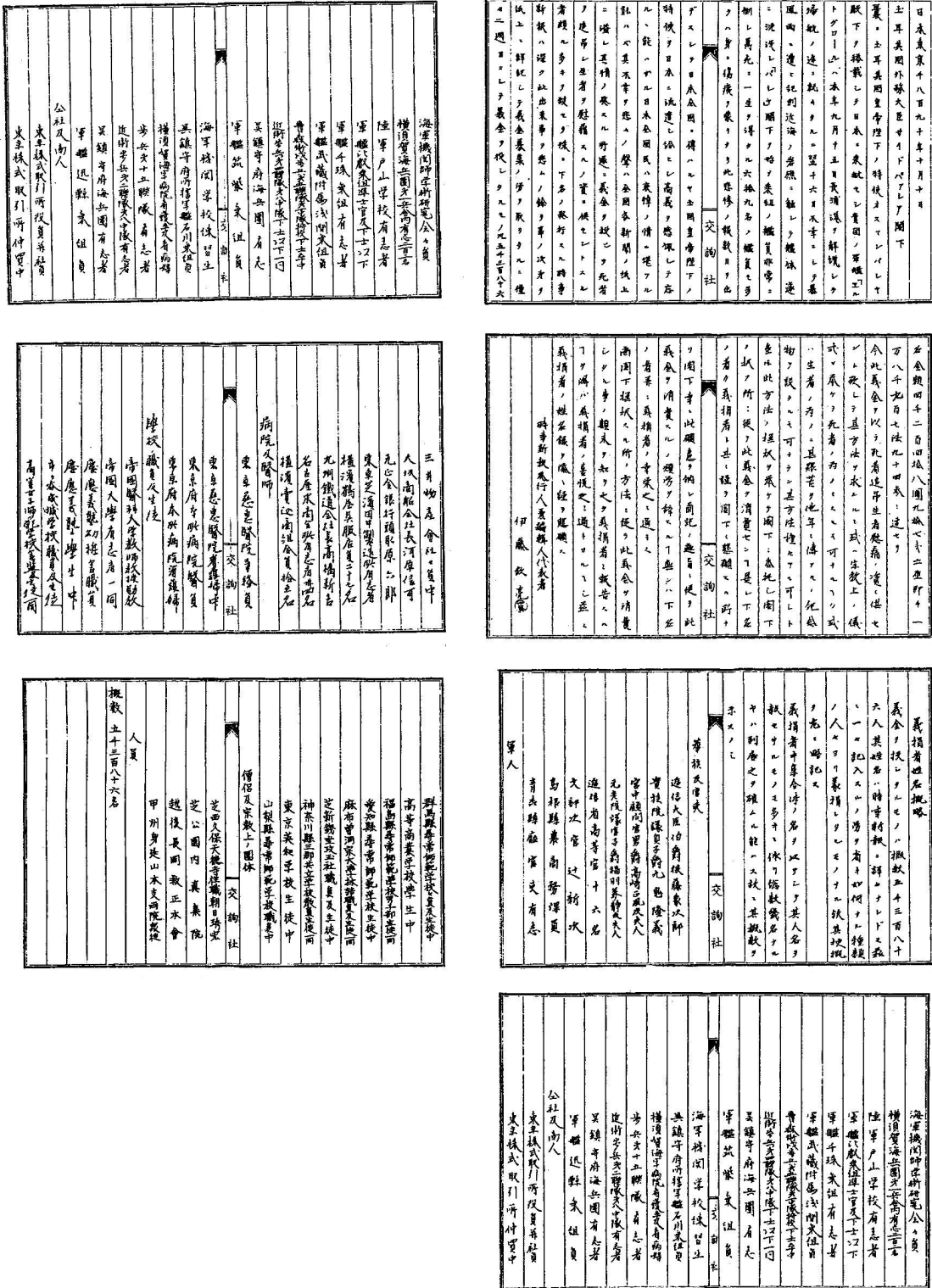


写真 3-15 オスマン朝のサーイト・パシャ外務大臣に宛てられた『時事新報』の義援金送付状（日本語）（右上より計 7 枚）【イスタンブル総理府古文書総局オスマン文書館蔵 HR.Mtv 507-57 番】

さらにオスマン朝と比叡・金剛との間で交錯する思惑から、期せずして野田はアブデュルハミト2世に乞われてイスタンブルにとどまることとなった。それから約2年間にわたって数名の士官に対して日本語を教えながら『時事新報』へ記事を投稿してきた。その間にイスラーム教に改宗する（現在のところ公的記録で確認可能な日本人初の改宗）など、野田は日本初のイスラーム世界への派遣・駐在記者として活躍した。

こうして一連の『時事新報』の義援金処理活動は終結をみた。その特徴は他紙と比べて極めて整然としていることと、募集活動から処理活動に至るまでの一連の動向を常に紙面に掲載して、読者を意識した公的活動であったことにある。この手際のよさは、「エルトゥール号事件」までに、日本の新聞界において災害救援活動としての義援金活動が、一定の形式を獲得していたことによるものが大きい。また同時に、他社に抜きん出て時事新報社が義援金処理活動として自社記者派遣による送金という手段をとったことは、同社の戦略性を有する経営手腕の高さもさることながら、災害救済関連活動までもが既に「メディア・イベント」化していた事実を如実に示すものである。

野田自身が『時事新報』上に投稿した報告によれば、この義援金の受け渡しはオスマン朝側に歓呼でもって迎えられたという。当日の海軍省においても、野田の到来に際して黒山の人だかりとなり、翌7日はイスタンブルで発行される諸新聞において、大々的に義援金受渡しに関する報道がなされたという。事実、義援金及び野田をはじめとする比叡・金剛の乗組員たちの滞在期間中の様々な行動は、当時イスタンブルで発行されていた『テルジュマヌ・ハキカート (Tercüman-ı Hakikat)』『サバフ (Sabah)』などのオスマン語による日刊紙ばかりか、『レバント・ヘラルド (The Levant Herald)』や『オリエンタル・アドヴァタイザー (The Oriental Advertiser)』といった英字紙、『トゥルキエ (La Turquie)』といった仏語紙にも掲載された。こうした歓待を受けて、やがて野田は比叡・金剛が帰国の途につく際に、オスマン朝にとどまることを決意するに至る。以後、約2年間にわたり、野田はオスマン朝から優遇を受けながらイスタンブルに駐在を続け、軍学校において数名の軍士官に対して日本語教師を務めるかわり、『時事新報』にオスマン朝滞在記を投稿するようになった。結果的に『時事新報』がとった独自の義援金処理活動は、日本とオスマン朝の接点を形成するうえで重要な役割を果たしたのである。

『東京日日新聞』と『毎日新聞』の遅れた送金活動 後世、合併することになる両紙は、この時代においてはまだ別々の新聞であった。各々に義援金募集活動を展開した両紙は、後述のように義援金処理活動では歩調を揃えたのだった。

号外を刷って「エルトゥール号事件」の第一報に勝利した『東京日日新聞』は、義援金募集活動の開始も『時事新報』と同日の9月20日に開始したものの、その集めた総額は『時事新報』に遠く及ばなかった。さらに同じく義援金募集活動を展開したとはいえ、『東京日日新聞』は活動開始当初より、義援金処理活動として『時事新報』のように自社でオスマン朝へと送金することは考慮せず、「義^{ぎえん}捐^{まと}金は纏まり次第之を適当と思考する官庁に依頼して配與を乞ふべし」と明言して、『神戸又新日報』と同じく官庁に依存する手段を選択していた。しかし『神戸又新日報』

が生存者の送還前に兵庫県庁に依存したことが読者への報告として紙面に掲載されているのに対して、『東京日日新聞』はいかなる処理活動を展開したのかを紙面上にはっきりと記載していない。実際には、比叡・金剛の出立までに処理活動を全うすることができなかつたのである。

そもそも『東京日日新聞』が義援金をいくら集めたのかが、紙面から判然としない。募集広告には「義^{ぎえん}捐の期限は九月三十日限とす」と定められていたが、『時事新報』と同じくこの締切りは守られていない。比叡・金剛が10月16日に長崎を出立するまでに限るとすると、10月14日付5694号に記載されるように、430円46銭5厘の義援金を集めた。しかし、実際にはこれだけで義援金の受付けは終了していないのである。次に義援金の記事が同紙上にあらわれるのは、11月1日付5709号であり、3円70銭が加算されて434円16銭5厘を計上したことが記される。

では『東京日日新聞』は比叡・金剛が横須賀から出立するまでに、『時事新報』のように官庁と交渉をしたのであろうか。あるいは比叡・金剛が出立した後においても官庁と交渉したのであろうか。交渉があったと仮定して、いかなる官庁と交渉を行ったのだろうか。東京という場所を考慮すれば、交渉すべき官庁として外務省なり海軍省なりが想起されるが、一切不明である。また比叡・金剛の出立までに生存者への義援金の受渡しが間に合わなかつたのは、官庁として過去に前例がないに等しい外国人犠牲者を対象とした本邦初の本格的対外義援金だったからなのだろうか。残念ながら、日報社（あるいは現在の毎日新聞社）の社史には、この疑問に関する答えを見出すことはできない。又は官庁の記録に残っているやもしれないが、発見に至っていない。

同様のことが『毎日新聞』についても言える。『東京日日新聞』・『時事新報』に1日遅れて、9月21日から義援金募集活動を開始した『毎日新聞』も、募集広告に「…取^{とりまとめ}纏の上相当の手続きを以て罹災者に送付すべし」と明言している。この表現だけでは『神戸又^{ゆうしん}新日報』や『東京日日新聞』のように、官庁に依存する処理活動を考慮していたのか、『時事新報』のように独自の処理活動を検討していたのかが判然としない。紙面には何の情報も記されていないし、同紙の活動を裏付ける資料も発見に至っていない。また『毎日新聞』においては、義援金募集活動が展開しているさなかにあつて、義援者および義援金情報の紙面での掲載は極めて散漫で総額も判然としない。義援金募集活動すらきちんと報告されないためか、義援金処理活動については『東京日日新聞』と同じく全くと言っていいほど不明なままである。

このように両紙の義援金処理活動の詳細はほとんど不明である。しかしながらはっきりしていることは、『毎日新聞』も『東京日日新聞』と同じく、比叡・金剛が出立するまでに集めた義援金を生存者たちに手渡すなり、オスマン朝へ送金するなりといった処理活動を全うし得なかつたという事実である。

「エルトゥール号事件」によって、一時的に日本の新聞にオスマン朝やイスラーム世界の情報が掲載されたものの、比叡・金剛が出立して後はそうした過熱状態が一気に冷却した。自社記者を派遣した『時事新報』を唯一の例外として、ほとんどの新聞は比叡・金剛の動向に紙面を割くことは稀であつた。各紙とも同年11月開設の国会関連の報道合戦に明け暮れた。1891（明治24）年1月に比叡・金剛がイスタンブルに到着したことも、大きく報道されることはなかつた。その

頃の外国事情としては、来日が決まったロシア皇太子をめぐって、新聞も日本社会もロシアに対して関心を高めていたことも影響しているものと思われる。5月10日に比叡・金剛は横須賀に帰港を果たした。本来ならば、この時点で日本社会においてオスマン朝やイスラーム世界に対する

謹啓 去年十一月皇國軍艦エルトゴール號日本紀州沖に於て沈没ノ難ニ遭ヒテ候事實ニ同愛之情ニ堪ヘス依而面社ハ共ニ義捐金募集致候處總計金七百三拾六圓八錢(内訳金五百圓(皇國軍艦日新報社)ニ達シ候)下次類遭難者遺族ニ呈贈致度據而日本軍艦比叡全剛二號ノ出發ニ際シ傳送方依頼可致候、處急遽之際ニ其運ニ至ラズ下地引別紙横濱正金銀行為替券ヲ以テ今日閣下へ向テ右義捐金御贈申候間宜敷御取計願上候也

明治廿四年六月

大日本帝國東京市
京橋區尾張町壹丁目
毎日新聞社社長
肥塚 龍

同
京橋區尾張町壹丁目
日新報社社長
関直彦

土耳其帝國
外務大臣閣下

371
Tokyo, le 22 Juin 1891.

(Traduction)

Monsieur le Ministre,

Nous, soussignés, éditeurs des journaux japonais « Meipo Shu » et « Mainichi Shimbun », prenons la respectueuse liberté de faire parvenir sous ce pli à Votre Excellence, la somme de 236⁸⁵ yen, en une traite de 236⁸⁵ francs et 16 centimes sur avis de Paris, de la « Yokohama Specie Bank », montant d'une souscription publique ouverte par les journaux ci-dessus mentionnés, en faveur des familles nécessiteuses des malheureuses victimes du naufrage du navire turc « Ortaogroul », sur les

À Son Excellence
Monsieur Said Pacha,
Ministre des Affaires Étrangères de l'Empire Ottoman,
etc., etc., etc.,
Constantinople.

côtés du Japon, au mois de Novembre de l'année dernière.

Nous croyons inutile, Monsieur le Ministre, de rappeler à Votre Excellence les sympathies produites au Japon à la nouvelle de ce triste événement, qui a donné l'occasion de l'envoi à la Corne-D'Or, des navires japonais, le « Meipo » et le « Kougô ». Leur départ presque immédiat ne nous a pas permis de transmettre par leurs soins à Constantinople, le montant de la présente souscription.

Malgré l'insignifiance de cette somme, et le retard apporté dans son envoi, nous savons qu'à Votre Excellence de vouloir bien la faire distribuer, comme elle le fera utile, aux familles des victimes qui pourraient se trouver dans le besoin, et de vouloir bien la considérer comme un nouveau mais faible témoignage des vifs regrets causés dans ce pays par la catastrophe du naufrage de l'« Ortaogroul ».

Nous prions Votre Excellence d'agréer les assurances de la très-haute considération avec laquelle nous avons l'honneur d'être, Monsieur le Ministre,

Vos très-humbles et très-obéissants serviteurs,

(sig.) N. Seki
Éditeur du « Meipo Shu »
(sig.) R. Kogejika
Éditeur du « Mainichi Shimbun »

写真 3-16 オスマン朝のサーイト・パシャ外務大臣に宛てられた『東京日日新聞』と『毎日新聞』の義援金送付状 (上) 和文、(下) 仏文【出典：イスタンブール総理府古文書総局オスマン文書館蔵 HR. Mtv507-64 番】

関心が再び高まっても不思議ではなかった。しかし、翌11日に勃発した「大津事件」によって、新聞報道はこの未曾有のロシア皇太子遭難事件に集中してしまい、比叡・金剛の帰港が大きく取り扱われることはなかったのである。

こうした状況の中、当時の熱狂的な感情は既に失われていたとはいえ、「エルトゥール号事件」の記憶は日本社会の中に呼び起こされたのだろう。義援金を募集した新聞社と提供した義援者たちに、現実的な関心として義援金処理活動の顛末が再燃する。前述のように『時事新報』は2月26日、5月7日に紙面上において、義援金処理活動を細かに読者に日本社会に報告していた。

「義援金送金問題」は社会の中で大きな問題として浮上してきたのであろう。社会の公器たる新聞社は、たとえ遠く離れた外国を対象としたものであれ義援金の顛末を報告する義務を負うものであった。遅ればせながら、『東京日日新聞』と『毎日新聞』とは停滞していた義援金処理活動を再開させた。

前節で明らかにしたように、『東京日日新聞』（日報社）は608円34銭6厘、『毎日新聞』は128円53銭4厘を集めたものの、比叡・金剛の出発には間に合わず、双方をあわせて横浜正金銀行において仏貨2,984フラン36サンチーム額面の為替証書に替えられ、手段の詳細は不明であるが、為替のみを送ったのか、『時事新報』のように人を派遣して送ったのかして、1891（明治24）年6月22日付の書簡（日本語およびフランス語）が付せられてオスマン朝側に届けられた。毎日新聞社長の肥塚龍（1848～1928年）と日報社社長の関直彦（1857～1934年）との連名による書簡は、今もイスタンプルの総理府古文書総局オスマン文書館に保存されている（写真3-16）。

この書簡は義援金の為替証書に付せられて、前述のように為替換金手続きと義援金送金を伝えるものである。和文の書簡には明治24年6月としか日付が記されていないが、仏語の書簡には1891年6月22日と記されている。両紙とも『神戸又新日報』や『時事新報』と同じく、当初は比叡・金剛の出立にあわせて義援金送金問題を処分しようと腐心していたが、両艦出立までに手続きが間に合わなかったことを、書簡文面においても「…日本軍艦比叡金剛二號出立に際しでんそうがた傳送方依頼可いたしべくはず致答ノ處ところ急速之際ニテ其運ニ至ラス…」と率直な表現で認めている。

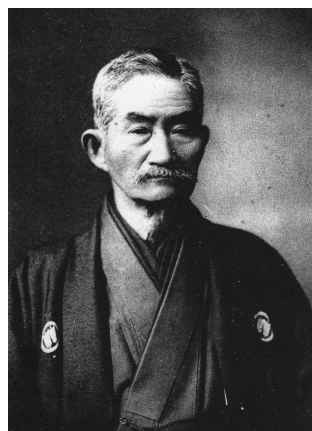


写真3-17 関直彦、写真3-18 肥塚龍【出典：3-17『七十七年の回顧』、3-18『肥塚龍自叙傳』】

関は日報社社長を務めるかたわら、エルトゥール号滞在中の1890（明治23）年7月1日に実施された第1回衆議院選挙で、生まれ故郷の和歌山三区から出馬して当選を果たしている。関は、山縣内閣で農商務大臣を務める同郷の陸奥宗光と親しい存在であった。また、この書簡に記された日付から約4か月後の1891（明治24）年11月11日に日報社社長を辞して、弁護士へと転じながらも国会議員として活躍した。

肥塚の経歴も関と似ている。『東京曙新聞』や『横浜毎日新聞』の記者として活躍の後、1882（明治15）年に神奈川県会議員となって、ジャーナリストを務めるかたわらで政治家の道を志している。肥塚は、「エルトゥール号事件」後の1892（明治25）年に東京市会議員、1894（明治27）年に衆議院議員となっている。

こうした義援金送金活動の経緯は、両紙上において全く揭示されておらず、この書簡からうかがえること以上の詳細は明らかではない。したがって、わずかに義援金送金の事実および義援金総額だけしか確認されないのである。具体的な義援金処理活動として、『時事新報』のように両紙の関係者が為替証書と書簡とを携えて直接にオスマン朝に赴いたのか、郵便・為替等の間接的な手段を使ったのかは判然としないのである。当時の日本とオスマン朝との間の交通事情を考慮すれば、両紙の関係者が直接に持参してオスマン朝に赴いたとは考えにくい。この頃には『時事新報』の野田正太郎はイスタンブルにおいて駐在記者として活動を展開しているので、両紙の関係者がイスタンブルに赴いていたならば野田と接触すると判断されるが、『時事新報』にも、『東京日日新聞』・『毎日新聞』にもそうした事実を伝える記事は見られない。また、『東京日日新聞』は前述のように、官庁に依存することを明言していたが、日本とオスマン朝の間には外交関係が結ばれておらず、日本の外務省が仲介したとも考えにくい。事実、後述するように、外務省は『大阪朝日新聞』に対してはオスマン朝への送金が不可能である旨申し渡している。想起される手段として、第三者の仲介あるいは書簡を郵便でもって発送しつつ、オスマン朝政府が日本に為替送金したように義援金を為替送金したのだろうか。資料の発掘が待たれる。

義援金募集・送金活動が「メディア・イベント」化する中であって、新聞は紙面上において華々しい自社の活動を報ずるように展開していった。極めて妥当な義援金処理活動を行った『神戸又新日報』は単なる事実報道でもって読者に社会に報告するにとどまっていた。一方で『時事新報』は極めて派手な手段でもって義援金処理活動を行いつつ紙面上で報告して、読者や社会に自社の宣伝活動を展開した。『東京日日新聞』と『毎日新聞』とが、共同して義援金処理活動を全うしたことは社会的責任を果たしたという点では、『神戸又新日報』と『時事新報』と全く同等に評価されるべきである。しかし、両紙が紙面上において自社の義援金処理活動について沈黙を守ったのは「メディア・イベント」としては後手に回ったと自覚していたことを意味するものであろうか。いかなる理由であれ、両紙の義援金募集活動ならびに処理活動は、日本においてもトルコ共和国においても、「エルトゥール号事件」関連の記念誌や研究において記載されることが皆無である。唯一『毎日新聞』の社史に付せられた簡便な年表に、事実だけが記されているのみである。

『大阪朝日新聞』と和歌山県の慰霊碑（遭難之碑）建設 関西方面における『大阪朝日新聞』は、東京の新聞社とは違った処理活動を行った点で注目に値する。

当時の日本における新聞の二大中心地として東京と並んで重要な役割を担っていた大阪にあって、日本最大の発行部数を誇る『大阪朝日新聞』は9月26日から義援金募集活動を開始した。東京の新聞に対して出遅れた募集活動であったが、それだけ東京の新聞社を参考にして募集広告が取りまとめられたものと思われる。この募集広告において、『大阪朝日新聞』は当初より「募集の金額は外務省に依託して贈与の手続を為すべし」と明言して、義援金処理活動の指針を明示している。『東京日日新聞』は適当な官庁に依存することを方針としながらも、官庁を特定していなかったのに対して、『大阪朝日新聞』は依存すべき官庁を当初より外務省と限定したのである。「エルトゥールル号事件」の義援金が、本邦初の外国人を対象とした本格的な義援金であったことを考慮すれば、この判断は妥当と言うべきかもしれない。しかし、『時事新報』によって煽られた海軍省擁護・外務省批判といった日本社会の世論の中で、外務省が対オスマン朝交渉に関して態度を硬化させていたことを考えあわせれば誤った選択であったともいえよう。『大阪朝日新聞』が募集した義援金は、総計で138口、154円24銭に達した。こうして同紙は「…ただちに外務省に委託しようとしたところ日土^{にちど}両国は無条約国のため寄贈の手続きがとれず、民間から送金の方法もないというので持て余していた…」と社史に記している。しかし、前述のようにオスマン朝から日本へ送金がなされた事実を考えれば、この外務省の回答は原則論に終始して誠意を感じ得ない。この記述には外務省との交渉時期は記されていないが、義援金募集広告に「寄贈の期日は来月十五日を限り」と明記しており、また比叡・金剛が長崎を出立する16日までの間に同紙に掲載された義援金情報としては、10月11日付3501号に「最初より総計金103円6.9銭」が最後のものであり、設定された締切りまで日があるとはいえ、上記の総額に達していない。これから判断するに、『大阪朝日新聞』もまた『東京日日新聞』と『毎日新聞』と同じく、比叡・金剛の出立までに集めた義援金を処理し得なかったのである。恐らく外務省との交渉は、両艦が出立後のことであったと思われる。

外務省の勧告により募集した義援金をオスマン朝へ送金することに挫折した『大阪朝日新聞』は、他紙とは異なった方法でもって義援金処理活動を全うした。上記の社史には、次のように記される。「…たまたま石井和歌山県知事が発起人となり現地に慰霊の碑を建設する企てが進んでいることを知って寄付者の同意を求めてそちらにふりかえることに決定した」。すなわち、同紙は義援金送金問題における頓挫を、日本国内における慰霊碑（遭難之碑）建設に振り代えることで解決したのである。生存者への義援金寄贈という本来の目的が変更されたものの、これでもって新聞社として社会的責任を果たすこととしたのであった（『大阪朝日新聞』は、後になって発想の転換を生むこととなった、この和歌山県の慰霊碑（遭難之碑）建設計画の詳細を早くから承知しており、10月14日付3053号において図入りで紹介していた）。

こうして改められた義援金処理活動が始動したのは、比叡・金剛がイスタンブールから日本に帰国して2か月以上が経過してからであった。具体的に、1891（明治24）年8月6日付で大阪朝日

新聞社会計課から義援者たちに対して、次のような照会状が発送された。

「拜啓 昨年九月の土艦^トの紀州大島沖に沈没し乗組員五百八十余名非業の死を遂ぐるや我社の募集に依りて投与せられたる四方の義^{ぎえん}捐金積んで百五十四円二十四銭と相成申候、依而予告の通^{とお}外務省に寄贈の手續を委託したるも同国は無条約国にして唯に同省に於て寄贈の手續出来ざるのみならず民間にても送金為換の途無く候、然る処当時の和歌山県知事石井忠亮同書記官秋山恕卿の両氏等發起人となり右^{ぎえん}紀念碑を同島に建設せんことを謀り義^{ぎえん}捐金一円以上は其姓名を碑石に刻して不朽に伝へんとの趣意にて周旋能く行届き工事將に成を告げんとする由に承及候、就ては此の拳^{ぎえん}義捐の御趣意と大同の様に被存候間右^{ぎえん}義捐金額を紀念碑建設費へ御差向の事に御同意を願度候依て此度及御照会候也。遂而紀念碑發起者へ照会其手續の都合も有之候に付来る十三日迄に何分の御返答承度候、御不同意の御方へは御出金御返却可仕候間詳悉なる請取書御持参被下度右期日迄御通知無之之御方は御同意と見做し可申候
明治二十四年八月六日 大阪朝日新聞社会計課

これに対して、二口4円の返却請求があつたが、義援金の追加も二口あつて、総計152円4銭を和歌山県に寄贈し、8月25日に石井知事より大阪朝日新聞社宛に感謝状が届いたという。

次章に詳説するように、1891(明治24)年2月、この慰霊碑(遭難之碑)は完成した。同碑は石井忠亮知事の撰文、秋山恕卿書記官の書である。「土國軍艦遭難之碑」という題額は最後の和歌山藩主であつた徳川茂承^{もちつぐ}(1844~1906年)侯爵の筆になる。さらに『大阪朝日新聞』紙上に紹介された「オスマン・パシャ」の名前をアラビア文字でもって記した墓碑も建設されたが、その後改築されて新たに墓碑(弔魂碑)が建立された。

こうして『大阪朝日新聞』の義援金処理活動は終結をみたが、処理活動の経緯は紙上に掲載されることはなかつた。上記のように『大阪朝日新聞』は義援者のみに郵便でもって義援金送金を断念して、記念碑建立に振り替える打診を行つただけである。紙面に報告を掲載しなかつた理由は判然としないが、『東京日日新聞』と『毎日新聞』が紙面上において自社の義援金処理活動について沈黙を守つたのと同じく、「メディア・イベント」としては後手に回つたこと、初志を貫徹できなかったことを自覚しての沈黙であつたのだろうか。